

清水町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の主な概要について

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令等に伴う改正。

1. 訪問系サービス

(1) 夜間対応型訪問介護

- オペレーターの配置基準等の緩和

地域の実情に応じて、既存の地域資源・地域の人材を活用しながらサービスの実施を可能とする観点から、定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同様に、以下について可能とする。

ア オペレーターについて、

i 併設施設等（短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所、特定施設、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、地域密着型特定施設、地域密着型介護老人福祉施設、看護小規模多機能型居宅介護事業所、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院）の職員と兼務すること。

ii 随時訪問サービスを行う訪問介護員等と兼務すること。

イ 他の訪問介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に、事業を一部委託すること。

ウ 複数の事業所間で、随時対応サービス（通報の受付）を「集約化」すること。

(2) 訪問系サービス共通（訪問介護、（介護予防）訪問入浴介護、（介護予防）訪問看護、（介護予防）訪問リハビリテーション、（介護予防）居宅療養管理指導、夜間対応型訪問介護）

- サービス付き高齢者向け住宅等における適正なサービス提供の確保
事業所と同一の建物に居住する利用者に対してサービス提供を行う場合には、当該建物に居住する利用者以外に対してもサービス提供を行うよう努めることとする。

2. 通所系サービス

(1) （介護予防）認知症対応型通所介護

- 管理者の配置基準の緩和

共用型認知症対応型通所介護における管理者の配置基準について、人材の有効活用を図る観点から、事業所の管理上支障がない場合は、本体施設・事業所の職務と併せて、共用型認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事することを可能とする。

(2) 通所系サービス共通（通所介護、（介護予防）通所リハビリテーション、地域密着型通所介護、（介護予防）認知症対応型通所介護）

① 地域と連携した災害への対応の強化

災害への対応においては、地域との連携が不可欠であることを踏まえ、非常災害対策（計画策定、関係機関との連携体制の確保、避難等訓練の実施等）が義務付けられている介護サービス事業者を対象に、小規模多機能型居宅介護等の例を参考に、避難等訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととする。

② 認知症介護基礎研修の受講の義務付け

認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、介護サービス事業者に、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない無資格者に対して、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を義務付ける。その際、3年の経過措置期間を設けることとする。

3. 多機能系サービス

(1) （介護予防）小規模多機能型居宅介護

○ 小規模多機能型居宅介護の人員配置基準の見直し

介護老人福祉施設又は介護老人保健施設と小規模多機能型居宅介護事業所を併設する場合において、入所者の処遇や事業所の管理上支障がない場合、管理者・介護職員の兼務を可能とする。

(2) 多機能系サービス共通（（介護予防）小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護）

① 過疎地域等におけるサービス提供の確保

過疎地域等において、地域の実情により事業所の効率的運営に必要であると市町村が認めた場合に、人員・設備基準を満たすことを条件として、登録定員を超過した場合の報酬減算を一定の期間（※）に限り行わないこととすることを踏まえ、この場合には、登録定員及び利用定員を超えることを可能とする。

(※) 市町村が登録定員の超過を認めた時から当該介護保険事業計画期間終了までの最大3年間を基本とする。また、介護保険事業計画の見直しごとに、市町村が将来のサービスの需要の見込みを踏まえ、代替サービスを新規整備するよりも既存の事業所を活用した方が効率的であると認めた場合に限り、次の介護保険事業計画期間の終期まで延長が可能。

② 認知症介護基礎研修の受講の義務付け

認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、介護サービス事業者に、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない無資格者に対して、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務付ける。その際、3年の経過措置期間を設けることとする。

4. 居住系サービス

(1) (介護予防)特定施設入居者生活介護・地域密着型特定施設入居者生活介護
○ 地域と連携した災害への対応の強化

災害への対応においては、地域との連携が不可欠であることを踏まえ、非常災害対策（計画策定、関係機関との連携体制の確保、避難等訓練の実施等）が求められる介護サービス事業者を対象に、小規模多機能型居宅介護等の例を参考に、避難等訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととする。

(2) (介護予防)認知症対応型共同生活介護

① 地域の特性に応じた認知症グループホームの確保

認知症グループホームについて、地域の特性に応じたサービスの整備・提供を促進する観点から、ユニット数を弾力化するとともに、サテライト型事業所の基準を創設する。

ア 経営の安定性の観点から、ユニット数について、「原則1又は2、地域の実情により事業所の効率的運営に必要と認められる場合は3」とされているところ、これを「1以上3以下」とする。

イ 複数事業所で人材を有効活用しながら、より利用者に身近な地域でのサービス提供が可能となるようにする観点から、サテライト型事業所の基準を創設する。同基準は、本体事業所との兼務等により、代表者、管理者を配置しないことや、介護支援専門員ではない認知症介護実践者研修を修了した者を計画作成担当者として配置することができるようになるなど、サテライト型小規模多機能型居宅介護の基準を参考に定める。

② 認知症グループホームの夜勤職員体制の見直し

1 ユニットごとに夜勤1人以上の配置とされている認知症グループホームの夜間・深夜時間帯の職員体制について、安全確保や職員の負担にも留意しつつ、人材の有効活用を図る観点から、3ユニットの場合であって、各ユニットが同一階に隣接しており、職員が円滑に利用者の状況把握を行い、速やかな対応が可能な構造で、安全対策（マニュアルの策定、訓練の実施）をとっていることを要件に、例外的に夜勤2人以上の配置に緩和できることとし、事業所が夜勤職員体制を選択することを可能とする。

③ 外部評価に係る運営推進会議の活用

認知症グループホームでは、外部評価と運営推進会議の双方で「第三者による評価」が行われているが、業務効率化の観点から、既存の外部評価（都道府県が指定する外部評価機関によるサービスの評価）は維持した上で、小規模多機能型居宅介護等と同様に、自らその提供するサービスの質の評価（自己評価）を行い、これを市町村や地域包括支援センター等の公正・中立な立場にある第三者が出席する運営推進会議に報告し、その評価を受けた上で公表する仕組みを制度的に位置付け、当該運営推進会議と既存の外部評価による評価のいずれかから「第三者による外部評価」を受けることとする。

④ 計画作成担当者の配置基準の緩和

認知症グループホームにおいて、人材の有効活用を図る観点から、介護支援専門員である計画作成担当者の配置について、ユニットごとに1名以上の配置から、事業所ごとに1名以上の配置に緩和する。

(3) 居住系サービス共通（（介護予防）特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、（介護予防）認知症対応型共同生活介護）

○ 認知症介護基礎研修の受講の義務付け

認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、介護サービス事業者に、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない無資格者に対して、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を義務付ける。その際、3年の経過措置期間を設けることとする。

5. 施設系サービス

(1) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

○ 地域密着型介護老人福祉施設の人員配置基準の見直し

地域密着型特別養護老人ホームの人員配置基準について、人材確保や職員定着の観点から、職員の勤務シフトを組みやすくするなどの取組を推進するとともに、入所者の処遇や職員の負担に十分留意しつつ、以下の見直しを行う。

- ア 地域密着型特別養護老人ホーム（サテライト型を除く。）において、他の社会福祉施設等との連携を図ることにより当該地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、栄養士を置かないことを可能とする。
- イ サテライト型居住施設において、本体施設が特別養護老人ホーム・地域密着型特別養護老人ホームである場合に、本体施設の生活相談員により当該サテライト型居住施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、生活相談員を置かないことを可能とする。

(2) 施設系サービス共通（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、養護老人ホーム、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、介護医療院）

① 介護保険施設の人員配置基準の見直し

従来型とユニット型を併設する場合において、入所者の処遇に支障がない場合、介護・看護職員の兼務を可能とする。

② 認知症介護基礎研修の受講の義務付け

認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、介護サービス事業者に、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない無資格者に対して、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を義務付ける。その際、3年の経過措置期間を設けることとする。

③ 口腔衛生管理の強化（養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホームは除く。）

口腔衛生管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を行うことを求める。その際、3年の経過措置期間を設けることとする。

④ 栄養ケア・マネジメントの充実（養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホームは除く。）

栄養ケア・マネジメントを基本サービスとして行う観点から、以下の見直しを行う。

ア 現行の栄養士に加えて、管理栄養士の配置を位置付ける（栄養士又は管理栄養士の配置を求める）

イ 各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行うことと求める。その際、3年の経過措置期間を設けることとする。

⑤ 個室ユニット型施設の設備・勤務体制の見直し

施設系サービスにおける個室ユニット型施設について、ケアの質を維持しつつ、人材確保や職員定着を目指し、ユニットケアを推進する観点から、以下の見直しを行う。

ア 1ユニットの定員を、夜間及び深夜を含めた介護・看護職員の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めることと求めつつ、現行の「おおむね10人以下」から「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないもの」とする。

イ ユニット型個室的多床室について、感染症やプライバシーに配慮し、個室化を進める観点から、新たに設置することを禁止する。

6. 全サービス共通

① 感染症対策の強化

介護サービス事業者に、感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、以下の取組を義務付ける。その際、3年の経過措置期間を設けることとする。

ア 施設系サービスについて、現行の委員会の開催、指針の整備、研修の実施等に加え、訓練（シミュレーション）の実施

イ 訪問系サービス、通所系サービス、短期入所系サービス、多機能系サービス、福祉用具貸与、居宅介護支援、居住系サービスについて、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）等の実施

② 業務継続に向けた取組の強化

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての介護サービス事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を義務付ける。その際、3年の経過措置期間を設けることとする。

③ ハラスメント対策の強化

介護サービス事業者の適切なハラスメント対策を強化する観点から、全ての介護サービス事業者に、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえた適切なハラスメント対策を求めることがある。

④ 会議や多職種連携におけるICTの活用

運営基準において実施が求められる各種会議等（利用者の居宅を訪問しての実施が求められるものを除く。）について、感染防止や多職種連携の促進の観点から、以下の見直しを行う。

ア 利用者等が参加せず、医療・介護の関係者のみで実施するものについて、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱のためのガイドライン」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を参考にして、テレビ電話等を活用しての実施を認める。

イ 利用者等が参加して実施するものについて、上記に加えて、利用者等の同意を得た上で、テレビ電話等を活用しての実施を認める。

⑤ 利用者への説明・同意等に係る見直し

利用者の利便性向上や介護サービス事業者の業務負担軽減の観点から、ケアプランや重要事項説明書等に係る利用者等への説明・同意等のうち、書面で行うものについて、電磁的記録による対応を原則認めることとする。

⑥ 記録の保存等に係る見直し

介護サービス事業者の業務負担軽減やいわゆるローカルルールの解消を図る観点から、介護サービス事業者における諸記録の保存・交付等について、原則として電磁的な対応を認めることとし、その範囲を明確化する。

⑦ 運営規程等の掲示に係る見直し

利用者の利便性向上や介護サービス事業者の業務負担軽減の観点から、運営規程等の重要事項について、事業所での掲示だけでなく、事業所に閲覧可能な形（ファイル等）で備え置くこと等を可能とする。

⑧ 高齢者虐待防止の推進

障害福祉サービスにおける対応を踏まえ、介護サービス事業者を対象に、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修を実施するとともに、これらの措置を適切に実施するための担当者を定めること等を義務付ける。その際、3年の経過措置期間を設けることとする。

⑨ CHASE・VISIT 情報の収集・活用とPDCAサイクルの推進（養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホームは除く。）

全てのサービスについて、CHASE・VISITを活用した計画の作成や事業所単位でのPDCAサイクルの推進、ケアの質の向上を推奨する。

※CHASE（チェイス）とは、【Care・Health・Status・Events】の頭文字を組み合わせたもの。【Care】と【Health】は介護のサービスを意味し、【Status】は利用者の状態、【Events】は利用者の情報を意味し、これら情報を集めて蓄積し、データベース化して活用することを目的とするもの。

※VISIT【monitoring & eValuation for rehabilitation Services for long-Term care】とは、リハビリテーションに関する情報を収集したもの。通所リハビリテーション事業所と訪問リハビリテーション事業所から収集しているリハビリテーション計画書などの情報。

7. その他所要の改正

清水町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年清水町条例第21号）の一部を
改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
目次 <u>第10章 雜則（第203条）</u> <u>附則</u> (趣旨) 第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。） 第78条の2の2第1項各号並びに第78条の4第1項及び第2項の規定に基づき、 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めるもの とする。	目次 <u>附則</u> (趣旨) 第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。） 第78条の4第1項及び第2項の規定に基づき、指定地域密着型サービスの事業の 人員、設備及び運営に関する基準並びに法第78条の2の2第1項に基づき、共生 型地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものと する。
(指定地域密着型サービスの事業の一般原則) 第3条 (略) 2 (略) 3 指定地域密着型サービス事業者は、利用者的人権の擁護、虐待の防止等のた め、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の 措置を講じなければならない。 4 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスを提供するに当た っては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を 活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。	(指定地域密着型サービスの事業の一般原則) 第3条 (略) 2 (略)
(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護) 第5条 前条に規定する援助等を行うため、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看 護においては、次に掲げるサービスを提供するものとする。 (1) (略) (2) あらかじめ利用者の心身の状況、その置かれている環境等を把握した上 で、随時、利用者又はその家族等からの通報を受け、通報内容等を基に相談援 助を行い、又は訪問介護員等の訪問若しくは看護師等（保健師、看護師、准看 護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士をいう。以下この章において同 じ。）による対応の要否等を判断するサービス（以下この章において「随時対	(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護) 第5条 前条に規定する援助等を行うため、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看 護においては、次の各号に掲げるサービスを提供するものとする。 (1) (略) (2) あらかじめ利用者の心身の状況、その置かれている環境等を把握した上 で、随時、利用者又はその家族等からの通報を受け、通報内容等を基に相談援 助を行う又は訪問介護員等の訪問若しくは看護師等（保健師、看護師、准看護 師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士をいう。以下この章において同 じ。）による対応の要否等を判断するサービス（以下この章において「随時対

改正後	改正前
<p>「応サービス」という。)</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(定期巡回・隨時対応型訪問介護看護従業者の員数)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 オペレーターは、看護師、介護福祉士その他<u>指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準</u>（平成18年厚生労働省令第34号。以下「<u>指定地域密着型サービス基準</u>」という。）第3条の4第2項に規定する厚生労働大臣が定める者（以下この章において「看護師、介護福祉士等」という。）をもって充てなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合であって、提供時間帯を通じて、看護師、介護福祉士等又は<u>前項第4号アの看護職員との連携を確保しているときは、サービス提供責任者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「<u>指定居宅サービス等基準</u>」という。）第5条第2項のサービス提供責任者をいう。以下同じ。）の業務に1年以上（<u>指定地域密着型サービス基準第3条の4第2項ただし書に規定する特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定めるものにあっては、3年以上</u>）従事した経験を有する者をもって充てることができる。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>4 オペレーターは、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回サービス若しくは訪問看護サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所（<u>指定居宅サービス等基準第5条第1項に規定する指定訪問介護事業所</u>をいう。以下同じ。）、指定訪問看護事業所（<u>指定居宅サービス等基準第60条第1項に規定する指定訪問看護事業所</u>をいう。）若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所（<u>第47条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所</u>をいう。以下この条において同じ。）の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。</p> <p>5 指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次に掲げるいづれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がないときは、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。</p> <p>(1) 指定短期入所生活介護事業所（<u>指定居宅サービス等基準第121条第1項に規</u></p>	<p>「応サービス」という。)</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(定期巡回・随时対応型訪問介護看護従業者の員数)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 オペレーターは、看護師、介護福祉士その他<u>厚生労働大臣</u>が定める者（以下この章において「看護師、介護福祉士等」という。）をもって充てなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合であって、提供時間帯を通じて、看護師、介護福祉士等又は<u>第1項第4号アの看護職員との連携を確保しているときは、サービス提供責任者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「<u>指定居宅サービス等基準</u>」という。）第5条第2項のサービス提供責任者をいう。以下同じ。）の業務に1年以上（<u>特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定めるものにあっては、3年以上</u>）従事した経験を有する者をもって充てができる。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>4 オペレーターは専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業所の定期巡回サービス若しくは訪問看護サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所（<u>指定居宅サービス等基準第5条第1項に規定する指定訪問介護事業所</u>をいう。以下同じ。）、指定訪問看護事業所（<u>指定居宅サービス等基準第60条第1項に規定する指定訪問看護事業所</u>をいう。）若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所（<u>第47条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所</u>をいう。以下この条において同じ。）の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。</p> <p>5 指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次に掲げるいづれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てができる。</p> <p>(1) 指定短期入所生活介護事業所（<u>指定居宅サービス等基準第121条第1項に規</u></p>

改正後	改正前
定する指定短期入所生活介護事業所をいう。 <u>第47条第4項第1号及び第151条第12項において同じ。)</u>	定する指定短期入所生活介護事業所をいう。第151条第12項において同じ。)
(2) 指定短期入所療養介護事業所（指定居宅サービス等基準第142条第1項に規定する指定短期入所療養介護事業所をいう。 <u>第47条第4項第2号において同じ。)</u>	(2) 指定短期入所療養介護事業所（指定居宅サービス等基準第142条第1項に規定する指定短期入所療養介護事業所をいう。)
(3) 指定特定施設（指定居宅サービス等基準第174条第1項に規定する指定特定施設をいう。 <u>第47条第4項第3号において同じ。)</u>	(3) 指定特定施設（指定居宅サービス等基準第174条第1項に規定する指定特定施設をいう。）
(4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所（第82条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。 <u>第47条第4項第4号において同じ。)</u>	(4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所（第82条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）
(5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所（第110条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。 <u>第47条第4項第5号、第64条第1項、第65条、第82条第6項、第83条第3項及び第84条において同じ。)</u>	(5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所（第110条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。第64条第1項、第65条、第82条第6項、第83条第3項及び第84条において同じ。）
(6) 指定地域密着型特定施設（第129条第1項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。 <u>第47条第4項第6号、第64条第1項、第65条第1項及び第82条第6項において同じ。)</u>	(6) 指定地域密着型特定施設（第129条第1項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。第64条第1項、第65条第1項及び第82条第6項において同じ。）
(7) 指定地域密着型介護老人福祉施設（第150条第1項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。 <u>第47条第4項第7号、第64条第1項、第65条第1項及び第82条第6項において同じ。)</u>	(7) 指定地域密着型介護老人福祉施設（第150条第1項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。第64条第1項、第65条第1項及び第82条第6項において同じ。）
(8) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（第191条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。 <u>第47条第4項第8号及び第5章から第8章までにおいて同じ。)</u>	(8) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（第191条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第5章から第8章までにおいて同じ。）
(9)・(10) (略)	(9)・(10) (略)
(11) 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設（以下「指定介護療養型医療施設」という。）	(11) 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（以下「平成18年旧介護保険法」という。）第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設（以下「指定介護療養型医療施設」という。）
(12) (略)	(12) (略)
6 隨時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該 <u>定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所</u> の定期巡回サービス又は同一施設内にある指定訪問介護事業所若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事す	6 隨時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該 <u>定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所</u> の定期巡回サービス又は同一施設内にある指定訪問介護事業所若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事す

改正後	改正前
事することができる。	することができる。
7~10 (略)	7~10 (略)
11 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、 <u>定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者</u> であつて看護師、介護福祉士等であるもののうち1人以上を、利用者に対する第26条第1項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成に従事する者（以下この章において「計画作成責任者」という。）としなければならない。	11 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、 <u>指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者</u> であつて看護師、介護福祉士等であるもののうち1人以上を、利用者に対する第26条第1項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成に従事する者（以下この章において「計画作成責任者」という。）としなければならない。
12 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が指定訪問看護事業者（指定居宅サービス等基準第60条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業と指定訪問看護（指定居宅サービス等基準第59条に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合に、 <u>北海道指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例</u> （平成24年北海道条例第95号。以下「 <u>指定居宅サービス等基準条例</u> 」といいう。）第65条第1項第1号アに規定する人員に関する基準を満たすとき（ <u>北海道指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則</u> （平成25年北海道規則第27号。以下「 <u>指定居宅サービス等基準規則</u> 」といいう。）第18条第4項の規定により <u>指定居宅サービス等基準条例第65条第1項第1号ア</u> 及び第2号に規定する基準を満たしているものとみなされているとき及び第191条第14項の規定により同条第4項に規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。）は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、第1項第4号アに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。	12 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が指定訪問看護事業者（指定居宅サービス等基準第60条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業と指定訪問看護（指定居宅サービス等基準第59条に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合に、 <u>指定居宅サービス等基準第60条第1項第1号イ</u> に規定する人員に関する基準を満たすとき（ <u>同条第5項の規定により同条第1項第1号イ及び第2号に規定する基準を満たしているものとみなされているとき及び第191条第14項の規定により同条第4項に規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。</u> ）は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、第1項第4号アに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。
(管理者)	(管理者)
第7条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、 <u>当該管理者は</u> 、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。	第7条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、 <u>指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</u>

改正後	改正前
<p>第8条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業者が指定夜間対応型訪問介護事業者（第47条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護の事業と指定夜間対応型訪問介護（第45条に規定する指定夜間対応型訪問介護をいう。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、<u>第49条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</u></p>	<p><u>(設備及び備品等)</u></p> <p>第8条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業者が指定夜間対応型訪問介護事業者（第47条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護の事業と指定夜間対応型訪問介護（第45条に規定する指定夜間対応型訪問介護をいう。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、<u>第49条に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</u></p>
<p>(心身の状況等の把握)</p> <p>第14条 指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、計画作成責任者による利用者の面接によるほか、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議（清水町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成30年清水町条例第2号。以下「指定居宅介護支援等基準条例」という。）第14条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下この章、第59条の6、第59条の28及び第59条の29において同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</p>	<p>(心身の状況等の把握)</p> <p>第14条 指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、計画作成責任者による利用者の面接によるほか、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議（<u>指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号。以下「指定居宅介護支援等基準」という。）</u>第13条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下この章、第59条の6及び第59条の28において同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</p>
<p>(指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護の基本取扱方針)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2 指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業者は、自らその提供する指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護の質の評価を行い、<u>その結果を公表し、常にその改善を図らなければならぬ。</u></p>	<p>(指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護の基本取扱方針)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2 指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業者は、自らその提供する指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護の質の評価を行い、<u>それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならぬ。</u></p>
<p>(主治の医師との関係)</p> <p>第25条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業者は、主治の医師に次条第1項に</p>	<p>(主治の医師との関係)</p> <p>第25条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業者は、主治の医師に次条第1項に</p>

改正後	改正前
<p>規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画（訪問看護サービスの利用者に係るものに限る。）及び<u>同条第10項</u>に規定する訪問看護報告書を提出し、訪問看護サービスの提供に当たって主治の医師との密接な連携を図らなければならぬ。</p> <p>4 医療機関が当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所を運営する場合にあっては、前2項の規定にかかわらず、第2項の主治の医師の文書による指示並びに前項の定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画及び<u>次条第10項</u>に規定する訪問看護報告書の提出は、診療録その他の診療に関する記録（以下「診療記録」という。）への記載をもって代えることができる。</p>	<p>規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画（訪問看護サービスの利用者に係るものに限る。）及び<u>同条第11項</u>に規定する訪問看護報告書を提出し、訪問看護サービスの提供に当たって主治の医師との密接な連携を図らなければならぬ。</p> <p>4 医療機関が当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所を運営する場合にあっては、前2項の規定にかかわらず、第2項の主治の医師の文書による指示並びに前項の定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画及び<u>次条第11項</u>に規定する訪問看護報告書の提出は、診療録その他の診療に関する記録（以下「診療記録」という。）への記載をもって代えることができる。</p>
(定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画等の作成)	(定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画等の作成)
<p>第26条 (略)</p> <p>2 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。ただし、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画における指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する日時等については、当該居宅サービス計画に定められた指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護が提供される日時等にかかわらず、当該居宅サービス計画の内容並びに<u>利用者</u>の日常生活全般の状況及び希望を踏まえ、計画作成責任者が決定することができる。この場合において、計画作成責任者は、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を、当該利用者を担当する介護支援専門員に提出するものとする。</p>	<p>第26条 (略)</p> <p>2 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。ただし、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画における指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する日時等については、当該居宅サービス計画に定められた指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護が提供される日時等にかかわらず、当該居宅サービス計画の内容及び<u>利用者</u>の日常生活全般の状況及び希望を踏まえ、計画作成責任者が決定することができる。この場合において、計画作成責任者は、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を、当該利用者を担当する介護支援専門員に提出するものとする。</p>
3～12 (略)	3～12 (略)
(運営規程)	(運営規程)
<p>第31条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならぬ。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) <u>虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p>(9) (略)</p>	<p>第31条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならぬ。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p>

改正後	改正前
(勤務体制の確保等)	(勤務体制の確保等)
第32条 (略)	第32条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 前項本文の規定にかかわらず、 <u>隨時対応サービス</u> については、町長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、複数の指定定期巡回・ <u>隨時対応型訪問介護看護事業所</u> の間の契約に基づき、当該複数の指定定期巡回・ <u>隨時対応型訪問介護看護事業所</u> が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又はその家族等からの通報を受けることができる。	3 前項本文の規定にかかわらず、 <u>随时対応サービス</u> については、町長が地域の実情を勘案して適切と認める範囲内において、複数の指定定期巡回・ <u>随时対応型訪問介護看護事業所</u> の間の契約に基づき、当該複数の指定定期巡回・ <u>随时対応型訪問介護看護事業所</u> が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又はその家族等からの通報を受けることができる。
4 (略)	4 (略)
5 <u>指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業者</u> は、適切な指定定期巡回・ <u>隨時対応型訪問介護</u> の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより定期巡回・ <u>隨時対応型訪問介護看護従業者</u> の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。	
(業務継続計画の策定等)	
第32条の2 <u>指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業者</u> は、 <u>感染症</u> や非常災害の発生時において、 <u>利用者</u> に対する指定定期巡回・ <u>隨時対応型訪問介護看護</u> の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「 <u>業務継続計画</u> 」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。	
2 <u>指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業者</u> は、定期巡回・ <u>隨時対応型訪問介護看護従業者</u> に対し、 <u>業務継続計画</u> について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。	
3 <u>指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業者</u> は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。	
(衛生管理等)	(衛生管理等)
第33条 (略)	第33条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 <u>指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業者</u> は、当該指定定期巡回・ <u>隨時対応型訪問介護看護事業所</u> において感染症が発生し、又はまん延しないように、次	

改正後	改正前
<p>に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>(3) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。</p>	
(掲示)	(掲示)
第34条 (略)	第34条 (略)
<p>2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。</p>	
(地域との連携等)	(地域との連携等)
<p>第39条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域の医療関係者、町の職員（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が町の区域外に所在する場合は、その所在する市町村の職員）又は当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、定期巡回・随時対応型訪問介護看護について知見を有する者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下の項、第59条の17第1項及び第87条において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）（以下この項において「介護・医療連携推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、介護・医療連携推進会議に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供状況等を報告し、介護・医療連携推進会議による評価を受けるとともに、介護・医療連携推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設けなければならない。</p>	

改正後	改正前
<p>巡回・<u>隨時対応型訪問介護看護の提供状況等を報告し、介護・医療連携推進会議による評価を受けるとともに、介護・医療連携推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。</u></p> <p>2~4 (略)</p> <p>(虐待の防止)</p> <p><u>第40条の2 指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>(1) <u>当該指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、定期巡回・隨時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p>(2) <u>当該指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。</u></p> <p>(3) <u>当該指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随时対応型訪問介護看護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。</u></p> <p>(4) <u>前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u></p> <p>(記録の整備)</p> <p>第42条 (略)</p> <p>2 指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護の提供に関する<u>次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</u></p> <p>(1)~(7) (略)</p> <p>(適用除外)</p> <p>第43条 (略)</p> <p>2 連携型指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業者については、第25条、第26条第4項（同条第9項において準用する場合を含む。）、第5項（同条第9項において準用する場合を含む。）及び第10項から第12項まで並びに<u>前条第2項第3号及び第4号の規定は適用しない。</u></p>	<p>2~4 (略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第42条 (略)</p> <p>2 指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護の提供に関する<u>次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</u></p> <p>(1)~(7) (略)</p> <p>(適用除外)</p> <p>第43条 (略)</p> <p>2 連携型指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業者については、第25条、第26条第4項（同条第9項において準用する場合を含む。）、第5項（同条第9項において準用する場合を含む。）及び第10項から第12項まで並びに<u>第42条第2項第3号及び第4号の規定は適用しない。</u></p>

改正後	改正前
<p>(指定訪問看護事業者との連携)</p> <p>第44条 (略)</p> <p>2 連携型指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業者は、連携する指定訪問看護事業者（以下この項において「連携指定訪問看護事業者」という。）との契約に基づき、当該連携指定訪問看護事業者から、<u>次に</u>掲げる事項について必要な協力を得なければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(指定訪問看護事業者との連携)</p> <p>第44条 (略)</p> <p>2 連携型指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業者は、連携する指定訪問看護事業者（以下この項において「連携指定訪問看護事業者」という。）との契約に基づき、当該連携指定訪問看護事業者から、<u>次の各号に</u>掲げる事項について必要な協力を得なければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>
<p>(訪問介護員等の員数)</p> <p>第47条 指定夜間対応型訪問介護の事業を行う者（以下「指定夜間対応型訪問介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定夜間対応型訪問介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下「夜間対応型訪問介護従業者」という。）の職種及び員数は、次のとおりとする。ただし、前条第2項ただし書の規定に基づきオペレーションセンターを設置しない場合においては、オペレーションセンター従業者を置かないことができる。</p> <p>(1) オペレーションセンター従業者 オペレーター（指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて利用者からの通報を受け付ける業務に当たる従業者をいう。以下この章において同じ。）として1以上及び利用者の面接その他の業務を行う者として1以上確保されるために必要な数以上</p> <p>(2) 定期巡回サービスを行う訪問介護員等 定期巡回サービスを行う訪問介護員等の員数は、交通事情、訪問頻度等を勘案し、利用者に適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数以上</p> <p>(3) 隨時訪問サービスを行う訪問介護員等 隨時訪問サービスを行う訪問介護員等の員数は、指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて隨時訪問サービスの提供に当たる訪問介護員等が1以上確保されるために必要な数以上</p>	<p>(訪問介護員等の員数)</p> <p>第47条 指定夜間対応型訪問介護の事業を行う者（以下「指定夜間対応型訪問介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定夜間対応型訪問介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下「夜間対応型訪問介護従業者」という。）の職種及び員数は、次のとおりとする。ただし、前条第2項ただし書の規定に基づきオペレーションセンターを設置しない場合においては、オペレーションセンター従業者を置かないことができる。</p> <p>(1) オペレーションセンター従業者 オペレーター（指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて専ら利用者からの通報を受け付ける業務に当たる従業者をいう。以下この章において同じ。）として1以上及び利用者の面接その他の業務を行う者として1以上確保されるために必要な数以上とする。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、オペレーターは、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。</p> <p>(2) 定期巡回サービスを行う訪問介護員等 定期巡回サービスを行う訪問介護員等の員数は、交通事情、訪問頻度等を勘案し、利用者に適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数以上とする。</p> <p>(3) 隨時訪問サービスを行う訪問介護員等 隨時訪問サービスを行う訪問介護員等の員数は、指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて専ら隨時訪問サービスの提供に当たる訪問介護員等が1以上確保されるために必要な数以上とする。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しく</p>

改正後	改正前
<p>2 オペレーターは、看護師、介護福祉士その他<u>指定地域密着型サービス基準第6条第2項に規定する厚生労働大臣が定める者</u>をもって充てなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合であって、指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて、これらの者との連携を確保しているときは、1年以上（同項ただし書に規定する特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定めるものにあっては、3年以上）サービス提供責任者の業務に従事した経験を有する者をもって充てることができる。</p>	<p><u>は指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。</u></p>
<p>3 オペレーターは、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。</p>	<p>2 オペレーターは、看護師、介護福祉士その他<u>厚生労働大臣が定める者</u>をもって充てなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合であって、指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて、これらの者との連携を確保しているときは、1年以上（特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定めるものにあっては、3年以上）サービス提供責任者の業務に従事した経験を有する者をもって充てができる。</p>
<p>4 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がないときは、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> (1) <u>指定短期入所生活介護事業所</u> (2) <u>指定短期入所療養介護事業所</u> (3) <u>指定特定施設</u> (4) <u>指定小規模多機能型居宅介護事業所</u> (5) <u>指定認知症対応型共同生活介護事業所</u> (6) <u>指定地域密着型特定施設</u> (7) <u>指定地域密着型介護老人福祉施設</u> (8) <u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u> (9) <u>指定介護老人福祉施設</u> (10) <u>介護老人保健施設</u> (11) <u>指定介護療養型医療施設</u> (12) <u>介護医療院</u> 	
<p>5 隨時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該</p>	

改正後	改正前
<p><u>指定夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。</u></p> <p><u>6 当該指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、第3項本文及び前項本文の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。</u></p> <p><u>7 前項の規定によりオペレーターが随時訪問サービスに従事している場合において、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がないときは、第1項の規定にかかわらず、随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができる。</u></p>	
(管理者)	(管理者)
<p>第48条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならぬ。ただし、<u>当該管理者は、指定夜間対応型訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の他の職務又は同一敷地内の他の事業所、施設等（当該指定夜間対応型訪問介護事業者が、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、当該同一敷地内の他の事業所、施設等と一体的に運営している場合に限る。）の職務に従事することができるものとし、日中のオペレーションセンターサービスを実施する場合であつて、指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等基準第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、一体的に運営するときは、指定訪問介護事業所の職務に従事することができるものとする。</u></p>	<p>第48条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならぬ。ただし、指定夜間対応型訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の他の職務又は同一敷地内の他の事業所、施設等（当該指定夜間対応型訪問介護事業者が、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、当該同一敷地内の他の事業所、施設等と一体的に運営している場合に限る。）の職務に従事することができるものとし、日中のオペレーションセンターサービスを実施する場合であつて、指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等基準第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、一体的に運営するときは、指定訪問介護事業所の職務に従事することができるものとする。</p>
(設備及び備品等)	(設備及び備品等)
<p>第49条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 指定夜間対応型訪問介護事業者が指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定夜間対応型訪問介護の事業と指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、<u>第8条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる</u>。</p>	<p>第49条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 指定夜間対応型訪問介護事業者が指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定夜間対応型訪問介護の事業と指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、<u>第8条に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる</u>。</p>

改正後	改正前
できる。	
(管理者等の責務)	(管理者等の責務)
第54条 (略)	第54条 (略)
2 指定夜間対応型訪問介護事業所の管理者は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の従業者に <u>この節</u> の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。	2 指定夜間対応型訪問介護事業所の管理者は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の従業者に <u>この章</u> の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。
3 (略)	3 (略)
(運営規程)	(運営規程)
第55条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならぬ。	第55条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めておかなければならぬ。
(1)～(7) (略)	(1)～(7) (略)
<u>(8) 虐待の防止のための措置に関する事項</u>	<u>(8) (略)</u>
<u>(9) (略)</u>	
(勤務体制の確保等)	(勤務体制の確保等)
第56条 (略)	第56条 (略)
2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の訪問介護員等によって定期巡回サービス及び随時訪問サービスを提供しなければならない。ただし、 <u>指定夜間対応型訪問介護事業所が、適切に指定夜間対応型訪問介護を利用者に提供する体制を構築しており、他の指定訪問介護事業所又は指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所(以下この項において「指定訪問介護事業所等」という。)</u> との密接な連携を図ることにより当該指定夜間対応型訪問介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、 <u>町長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、指定夜間対応型訪問介護の事業の一部を、当該他の指定訪問介護事業所等の従業者に行わせることができる。</u>	2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の訪問介護員等によって定期巡回サービス及び随時訪問サービスを提供しなければならない。ただし、 <u>随時訪問サービスについては、他の指定訪問介護事業所との連携を図ることにより当該指定夜間対応型訪問介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、当該他の指定訪問介護事業所の訪問介護員等に行わせることができる。</u>
3 <u>前項本文の規定にかかわらず、オペレーションセンターサービスについては、町長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、複数の指定夜間対応型訪問介護事業所の間の契約に基づき、当該複数の指定夜間対応型訪問介護事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又はその家族等からの通報を受</u>	3 <u>前項の規定にかかわらず、指定夜間対応型訪問介護事業者が指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定夜間対応型訪問介護の事業と指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業とが同一敷地内において一体的に運営されている場合(第32条第2項ただし書の規定により当該夜間対</u>

改正後	改正前
<p>けることができる。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 指定夜間対応型訪問介護事業者は、適切な指定夜間対応型訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより夜間対応型訪問介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>応型訪問介護事業所の従業者が当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務を行うことにつき町長に認められている場合に限る。) であって、利用者の処遇に支障がないときは、町長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、定期巡回サービス又は随時訪問サービスの事業の一部を他の指定訪問介護事業所又は指定夜間対応型訪問介護事業所の従業者に行わせることができる。</p> <p>4 (略)</p>
<p>(地域との連携等)</p> <p>第57条 (略)</p> <p>2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定夜間対応型訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても、指定夜間対応型訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。</p>	<p>(地域との連携等)</p> <p>第57条 (略)</p>
<p>(記録の整備)</p> <p>第58条 (略)</p> <p>2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者に対する指定夜間対応型訪問介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p>	<p>(記録の整備)</p> <p>第58条 (略)</p> <p>2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者に対する指定夜間対応型訪問介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p>
<p>(準用)</p> <p>第59条 第9条から第22条まで、第27条、第28条、第32条の2から第38条まで及び第40条から第41条までの規定は、指定夜間対応型訪問介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第55条に規定する重要事項に関する規程をいう。第34条第1項において同じ。）」と、同項、第19条、第32条の2第2項、第33条第1項並びに第</p>	<p>(準用)</p> <p>第59条 第9条から第22条まで、第27条、第28条、第33条から第38条まで、第40条及び第41条の規定は、夜間対応型訪問介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項、第19条、第33条及び第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「夜間対応型訪問介護従業者」と、第14条中「計画作成責任者」とあるのは「オペレーションセンター従業者（オペレーションセ</p>

改正後	改正前
<p>3項第1号及び第3号、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「夜間対応型訪問介護従業者」と、第14条中「計画作成責任者」とあるのは「オペレーションセンター従業者（オペレーションセンターを設置しない場合にあっては、訪問介護員等）」と、第27条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「訪問介護員等」と、「<u>指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護</u>（随時対応サービスを除く。）」とあるのは「<u>指定夜間対応型訪問介護</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p>ンターを設置しない場合にあっては、訪問介護員等）」と、第27条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「訪問介護員等」と、「<u>定期巡回・随時対応型訪問介護看護</u>（随時対応サービスを除く。）」とあるのは「<u>夜間対応型訪問介護</u>」と読み替えるものとする。</p>
<p>第59条の2　(略)</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第59条の3 指定地域密着型通所介護の事業を行う者（以下「指定地域密着型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定地域密着型通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下この節から第4節までにおいて「地域密着型通所介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2)　(略)</p> <p>(3) 介護職員 指定地域密着型通所介護の単位ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（当該指定地域密着型通所介護事業者が法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第5条の規定による改正前の法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に相当するものとして町長が定めるものに限る。）に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定地域密着型通所介護又は当該第1号通所事業の利用者。以下この節及び次節において同じ。）の数が15人までの場合にあっては1以上、15人を超える場合にあっては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数</p>	<p>(基本方針)</p> <p>第59条の2　(略)</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第59条の3 指定地域密着型通所介護の事業を行う者（以下「指定地域密着型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定地域密着型通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下この節から第4節までにおいて「地域密着型通所介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2)　(略)</p> <p>(3) 介護職員 指定地域密着型通所介護の単位ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（当該指定地域密着型通所介護事業者が法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第5条による改正前の法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に相当するものとして町が定めるものに限る。）に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定地域密着型通所介護又は当該第1号通所事業の利用者。以下この節及び次節において同じ。）の数が15人までの場合にあっては1以上、15人を超える場合にあっては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数</p>

改正後	改正前
(4) (略)	(4) (略)
2 (略)	2 (略)
3 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、第1項第3号の介護職員（前項の規定の適用を受ける場合にあっては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第7項において同じ。）を、常時1人以上当該指定地域密着型通所介護に従事させなければならない。	3 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、第1項第3号の介護職員（前項の適用を受ける場合にあっては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第7項において同じ。）を、常時1人以上当該指定地域密着型通所介護に従事させなければならない。
4～8 (略)	4～8 (略)
 (管理者) 第59条の4 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならぬ。ただし、当該管理者は、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。	 (管理者) 第59条の4 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならぬ。ただし、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。
 (設備及び備品等) 第59条の5 (略) 2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。 (1) 食堂及び機能訓練室 ア (略) イ アの規定にかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができます。 (2) 相談室 遮蔽物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。 3 (略) 4 前項ただし書の場合において、指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供するときは、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に町長に届け出るものとする。 5 (略)	 (設備及び備品等) 第59条の5 (略) 2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。 (1) 食堂及び機能訓練室 ア (略) イ アにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができます。 (2) 相談室 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。 3 (略) 4 前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第1項の設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に町長に届け出るものとする。 5 (略)

改正後	改正前
<p>(利用料等の受領)</p> <p>第59条の7 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定地域密着型通所介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、<u>次に掲げる費用の額の支払</u>を利用者から受けることができる。</p> <p>(1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に<u>居住する</u>利用者に対して行う送迎に要する費用</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、指定地域密着型通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適當と認められるもの</p> <p>4 前項第3号に掲げる費用については、<u>指定地域密着型サービス基準第24条第4項に規定する厚生労働大臣が定めるところによるもの</u>とする。</p> <p>5 (略)</p>	<p>(利用料等の受領)</p> <p>第59条の7 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定地域密着型通所介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、<u>次の各号に掲げる費用の額の支払</u>を利用者から受けることができる。</p> <p>(1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に<u>居する</u>利用者に対して行う送迎に要する費用</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、指定地域密着型通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適當と認められる費用</p> <p>4 前項第3号に掲げる費用については、<u>別に厚生労働大臣が定めるところによるもの</u>とする。</p> <p>5 (略)</p>
<p>(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)</p> <p>第59条の9 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 指定地域密着型通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に<u>沿って適切に提供するもの</u>とする。この場合において、特に、認知症（法第5条の2第1項に規定する認知症をいう。以下同じ。）である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えるものとする。</p>	<p>(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)</p> <p>第59条の9 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 指定地域密着型通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に<u>添って適切に提供する。特に、認知症（法第5条の2第1項に規定する認知症をいう。以下同じ。）である要介護者</u>に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えるものとする。</p>
<p>(運営規程)</p> <p>第59条の12 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならぬ。</p> <p>(1)～(9) (略)</p>	<p>(運営規程)</p> <p>第59条の12 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならぬ。</p> <p>(1)～(9) (略)</p>

改正後	改正前
(10) <u>虐待の防止のための措置に関する事項</u> (11) (略) (勤務体制の確保等) 第59条の13 (略) 2 (略) 3 指定地域密着型通所介護事業者は、地域密着型通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。 <u>その際、指定地域密着型通所介護事業者は、全ての地域密着型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u> 4 指定地域密着型通所介護事業者は、適切な指定地域密着型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。	(10) (略) (勤務体制の確保等) 第59条の13 (略) 2 (略) 3 指定地域密着型通所介護事業者は、地域密着型通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
(定員の遵守) 第59条の14 指定地域密着型通所介護事業者は、利用定員を超えて指定地域密着型通所介護の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、 <u>この限りでない</u> 。	(定員の遵守) 第59条の14 指定地域密着型通所介護事業者は、利用定員を超えて指定地域密着型通所介護の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、 <u>この限りではない</u> 。
(非常災害対策) 第59条の15 (略) 2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。	(非常災害対策) 第59条の15 (略)
(衛生管理等) 第59条の16 (略) 2 指定地域密着型通所介護事業者は、当該指定地域密着型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない	(衛生管理等) 第59条の16 (略) 2 指定地域密着型通所介護事業者は、当該指定地域密着型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなけれ

改正後	改正前
<u>らない。</u>	<u>ばならない。</u>
(1) <u>当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、地域密着型通所介護従業者に周知徹底を図ること。</u>	
(2) <u>当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</u>	
(3) <u>当該指定地域密着型通所介護事業所において、地域密着型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。</u>	
(地域との連携等)	
第59条の17 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、 <u>町の職員（当該指定地域密着型通所介護事業所が町の区域外に所在する場合は、その所在する市町村の職員）又は当該指定地域密着型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）</u> （以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し <u>活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。</u>	第59条の17 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、 <u>町職員又は法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し<u>指定地域密着型通所介護の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。</u></u>
2・3 (略)	
4 指定地域密着型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定地域密着型通所介護に関する利用者からの苦情に <u>関して町等が派遣する者が相談及び援助を行う事業</u> その他の町が実施する事業に協力するよう努めなければならない。	4 指定地域密着型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定地域密着型通所介護に関する利用者からの苦情に <u>関して、町等が派遣する者が相談及び援助を行う事業</u> その他の町が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
5 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定地域密着型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に <u>対しても</u> 指定地域密着型通所介	

改正後	改正前
介護の提供を行うよう努めなければならない。	護の提供を行うよう努めなければならない。
<p>(事故発生時の対応)</p> <p>第59条の18 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により事故が発生した場合は、<u>町</u>、当該利用者の家族、当該利用者に係る<u>指定居宅介護支援事業者等</u>に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>(事故発生時の対応)</p> <p>第59条の18 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により事故が発生した場合は、<u>町長</u>、当該利用者の家族、当該利用者に係る<u>指定居宅介護支援事業市町村等</u>に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2～4 (略)</p>
<p>(記録の整備)</p> <p>第59条の19 (略)</p> <p>2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する<u>次に掲げる記録</u>を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次条において準用する第20条第2項に規定する<u>提供した具体的なサービスの内容等の記録</u></p> <p>(3) 次条において準用する第28条に規定する<u>町への通知</u>に係る記録</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 前条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った<u>処置</u>についての記録</p> <p>(6) (略)</p>	<p>(記録の整備)</p> <p>第59条の19 (略)</p> <p>2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する<u>次の各号に掲げる記録</u>を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次条において準用する第20条第2項に規定する具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 次条において準用する第28条に規定する通知に係る記録</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 前条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った<u>措置</u>についての記録</p> <p>(6) (略)</p>
<p>(準用)</p> <p>第59条の20 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、<u>第32条の2</u>、第34条から第38条まで、<u>第40条の2</u>、第41条及び第53条の規定は、指定地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「<u>第31条に規定する運営規程</u>」とあるのは「<u>運営規程（第59条の12に規定する重要事項に関する規程）</u>」と、同項、<u>第32条の2第2項</u>、<u>第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号</u>中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「<u>地域密着型通所介護従業者</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p>(準用)</p> <p>第59条の20 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第41条及び第53条の規定は、指定地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「<u>第31条に規定する運営規程</u>」とあるのは「<u>第59条の12に規定する重要事項に関する規程</u>」と、「<u>定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者</u>」とあるのは「<u>地域密着型通所介護従業者</u>」と、第34条中「<u>定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者</u>」とあるのは「<u>地域密着型通所介護従業者</u>」と読み替えるものとする。</p>

改正後	改正前
<p>(共生型地域密着型通所介護の基準)</p> <p>第59条の20の2 地域密着型通所介護に係る共生型地域密着型サービス（以下この条及び次条において「共生型地域密着型通所介護」という。）の事業を行う指定生活介護事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下この条において「指定障害福祉サービス等基準」という。）第78条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準第156条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）（生活訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準第166条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者をいう。）、指定児童発達支援事業者（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下この条において「指定通所支援基準」という。）第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業者をいい、主として重症心身障害児（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下この条において同じ。）を通わせる事業所において指定児童発達支援（指定通所支援基準第4条に規定する指定児童発達支援をいう。第1号において同じ。）を提供する事業者を除く。）及び指定放課後等デイサービス事業者（指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいい、主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。同号において同じ。）を提供する事業者を除く。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>(共生型地域密着型通所介護の基準)</p> <p>第59条の20の2 地域密着型通所介護に係る共生型地域密着型サービス（以下この条及び次条において「共生型地域密着型通所介護」という。）の事業を行う指定生活介護事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下この条において「指定障害福祉サービス等基準」という。）第78条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準第156条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）（生活訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準第166条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者をいう。）、指定児童発達支援事業者（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下この条において「指定通所支援基準」という。）第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業者をいい、主として重症心身障害児（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下この条において同じ。）を通わせる事業所において指定児童発達支援（指定通所支援基準第4条に規定する指定児童発達支援をいう。第1号において同じ。）を提供する事業者を除く。）及び指定放課後等デイサービス事業者（指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいい、主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。）を提供する事業者を除く。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>
<p>(準用)</p> <p>第59条の20の3 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、<u>第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条の2、第41条、第53条、第59条の2、第59条の4及び第59条の5第4項並びに前節（第59条の20を除く。）</u>の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程</p>	<p>(準用)</p> <p>第59条の20の3 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、<u>第28条、第34条から第38条まで、第41条、及び第53条、及び第59条の2第59条の4、第59条の5第4項並びに前節（第59条の20を除く。）</u>の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第59条の12に規定する</p>

改正後	改正前
<p>(第59条の12に規定する<u>重要事項に関する規程</u>をいう。第34条第1項において同じ。)と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者(以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。)」と、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の5第4項中「前項ただし書の場合において、指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供するとき」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第59条の9第4号、第59条の10第5項、第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の19第2項第2号中「次条において準用する第20条第2項」とあるのは「第20条第2項」と、同項第3号中「次条において準用する第28条」とあるのは「第28条」と、同項第4号中「次条において準用する第38条第2項」とあるのは「第38条第2項」と読み替えるものとする。</p> <p>(この節の趣旨)</p> <p>第59条の21 第1節から前節までの規定にかかわらず、指定療養通所介護(指定地域密着型通所介護であって、難病等を有する重度要介護者又はがん末期の者であって、サービス提供に当たり常時看護師による観察が必要なものを対象者とし、第59条の31に規定する療養通所介護計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うものをいう。以下同じ。)の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第59条の23 (略)</p> <p>2 前項の療養通所介護従業者のうち1人以上は、常勤の看護師であって専ら指定療養通所介護の職務に<u>従事するもの</u>でなければならない。</p>	<p><u>運営規程</u>をいう。第34条において同じ。)と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者(以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。)」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の5第4項中「前項ただし書の場合(指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第59条の9第4号、第59条の10第5項及び第59条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の19第2項第2号中「次条において準用する第20条第2項」とあるのは「第20条第2項」と、同項第3号中「次条において準用する第28条」とあるのは「第28条」と、同項第4号中「次条において準用する第38条第2項」とあるのは「第38条第2項」と読み替えるものとする。</p> <p>(この節の趣旨)</p> <p>第59条の21 第1節から前節までの規定にかかわらず、指定療養通所介護(指定地域密着型通所介護であって、難病等を有する重度要介護者又はがん末期の者であって、サービス提供に当たり常時看護師による観察が必要なものを対象者とし、療養通所介護計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うものをいう。以下同じ。)の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第59条の23 (略)</p> <p>2 前項の療養通所介護従業者のうち1人以上は、常勤の看護師であって専ら指定療養通所介護の職務に<u>従事する者</u>でなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>(管理者)</p> <p>第59条の24 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、<u>指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</u></p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(管理者)</p> <p>第59条の24 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、<u>指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</u></p> <p>2・3 (略)</p>
<p>(設備及び備品等)</p> <p>第59条の26 (略)</p> <p>2 前項に掲げる専用の部屋の面積は、6.4平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 前項ただし書の場合において、<u>指定療養通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定療養通所介護以外のサービスを提供するときは、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に町長に届け出るものとする。</u></p>	<p>(設備及び備品等)</p> <p>第59条の26 (略)</p> <p>2 前項に掲げる専用の部屋の面積は、6.4平方メートルに利用定員を乗じた面積以上とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 前項ただし書の場合 (<u>指定療養通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に療養通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。</u>) には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に町長に届け出るものとする。</p>
<p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第59条の27 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第59条の34に規定する重要事項に関する規程の概要、<u>療養通所介護従業者の勤務の体制</u>、第59条の32第1項に規定する利用者ごとに定めた緊急時等の対応策、主治の医師及び第59条の35第1項に規定する緊急時対応医療機関との連絡体制並びにその他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第59条の27 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第59条の34に規定する重要事項に関する規程の概要、<u>療養通所介護従業者勤務の体制</u>、第59条の32第1項に規定する利用者ごとに定めた緊急時等の対応策、主治の医師及び第59条の32第1項に規定する緊急時対応医療機関との連絡体制並びにその他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(指定居宅介護支援事業者等との連携)</p> <p>第59条の29 (略)</p> <p>2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の<u>提供の適否</u>について、主治の医師を含めたサービス担当者会議において検討するため、当該利</p>	<p>(指定居宅介護支援事業者等との連携)</p> <p>第59条の29 (略)</p> <p>2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の<u>提供適否</u>について、主治の医師を含めたサービス担当者会議において検討するため、当該利</p>

改正後	改正前
<p>用者に係る指定居宅介護支援事業に対して必要な情報を提供するように努めなければならない。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(指定療養通所介護の具体的取扱方針)</p> <p>第59条の30 指定療養通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 指定療養通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に沿って適切に提供するものとする。</p>	<p>者に係る指定居宅介護支援事業に対して必要な情報を提供するように努めなければならない。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(指定療養通所介護の具体的取扱方針)</p> <p>第59条の30 指定療養通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 指定療養通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供するものとする。</p>
<p>(療養通所介護計画の作成)</p> <p>第59条の31 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 療養通所介護計画は、既に訪問看護計画書（<u>指定居宅サービス等基準条例第74条第1項</u>に規定する訪問看護計画書又は指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準（平成12年厚生省令第80号）第17条第1項に規定する訪問看護計画書をいう。以下この節において同じ。）が作成されている場合は、当該訪問看護計画書の内容との整合を図りつつ、作成しなければならない。</p> <p>4～6 (略)</p>	<p>(療養通所介護計画の作成)</p> <p>第59条の31 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 療養通所介護計画は、既に訪問看護計画書（<u>指定居宅サービス等基準第70条第1項</u>に規定する訪問看護計画書又は指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準（平成12年厚生省令第80号）第17条第1項に規定する訪問看護計画書をいう。以下この節において同じ。）が作成されている場合は、当該訪問看護計画書の内容との整合を図りつつ、作成しなければならない。</p> <p>4～6 (略)</p>
<p>(運営規程)</p> <p>第59条の34 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに、<u>次に掲げる事業の運営についての重要事項</u>に関する規程を定めておかなければならぬ。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) <u>虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p>(10) (略)</p>	<p>(運営規程)</p> <p>第59条の34 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに<u>次に掲げる事業の運営についての重要事項</u>に関する規程を定めておかなければならぬ。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) (略)</p>
<p>(緊急時対応医療機関)</p> <p>第59条の35 (略)</p> <p>2 緊急時対応医療機関は、指定療養通所介護事業所と同一の敷地内に<u>存し</u>、又は</p>	<p>(緊急時対応医療機関)</p> <p>第59条の35 (略)</p> <p>2 緊急時対応医療機関は、指定療養通所介護事業所と同一の敷地内に<u>存し</u>又は隣</p>

改正後	改正前
<u>隣接し、若しくは近接していなければならぬ。</u> 3 (略)	<u>接し若しくは近接していなければならぬ。</u> 3 (略)
(安全・サービス提供管理委員会の設置) 第59条の36 指定療養通所介護事業者は、安全かつ適切なサービスの提供を確保するため、地域の医療関係団体に属する者、地域の保健、医療又は福祉の分野を専門とする者その他指定療養通所介護の安全かつ適切なサービスの提供を確保するために必要と認められる者から構成される安全・サービス提供管理委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）（次項において「委員会」という。）を設置しなければならない。	(安全・サービス提供管理委員会の設置) 第59条の36 指定療養通所介護事業者は、安全かつ適切なサービスの提供を確保するため、地域の医療関係団体に属する者、地域の保健、医療又は福祉の分野を専門とする者その他指定療養通所介護の安全かつ適切なサービスの提供を確保するために必要と認められる者から構成される安全・サービス提供管理委員会（次項において「委員会」という。）を設置しなければならない。
2・3 (略)	2・3 (略)
(記録の整備) 第59条の37 (略)	(記録の整備) 第59条の37 (略)
2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する <u>次に掲げる記録</u> を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。 (1)～(7) (略)	2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する <u>次の各号に掲げる記録</u> を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。 (1)～(7) (略)
(準用) 第59条の38 第10条から第13条まで、第16条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、 <u>第32条の2</u> 、第34条から第38条まで、 <u>第40条の2</u> 、第41条、第59条の7（第3項第2号を除く。）、第59条の8及び第59条の13から第59条の18までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、 <u>第32条の2第2項</u> 、 <u>第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、<u>第34条第1項中「運営規程」とあるのは「第59条の34に規定する重要事項に関する規程」と、<u>第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「療養通所介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「12月」と、同条第3項中「当たっては」とあるのは「当たっては、利用者の状態に応じて」と、第59条の18第4項中「第59条の5第4項」とあるのは「第59条の26第4項」と読み替えるものとする。</u></u></u>	(準用) 第59条の38 第10条から第13条まで、第16条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第41条、第59条の7（第3項第2号を除く。）、第59条の8及び第59条の13から第59条の18までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、 <u>第34条中「運営規程」とあるのは「第59条の34に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第59条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第59条の17第1項中「6月」とあるのは「12月」と、同条第3項中「当たっては」とあるのは「当たっては、利用者の状態に応じて」と、第59条の18第4項中「第59条の5第4項」とあるのは「第59条の26第4項」と読み替えるものとする。</u>

改正後	改正前
条の18第4項中「第59条の5第4項」とあるのは「第59条の26第4項」と読み替えるものとする。	
(従業者の員数)	
第61条 単独型指定認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等（特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）、同法第20条の4に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、社会福祉施設又は特定施設をいう。以下この項において同じ。）に併設されていない事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。 <u>以下の事業を行う者及び併設型指定認知症対応型通所介護</u> （特別養護老人ホーム等に併設されている事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。	第61条 単独型指定認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等（特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）、同法第20条の4に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、社会福祉施設又は特定施設をいう。以下この項において同じ。）に併設されていない事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。 <u>以下の事業を行う者及び併設型指定認知症対応型通所介護</u> （特別養護老人ホーム等に併設されている事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。
(1)～(3) (略)	(1)～(3) (略)
2・3 (略)	2・3 (略)
4 前3項の単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の単位は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護であってその提供が同時に1又は複数の利用者（当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者が単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者（清水町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年清水町条例第22号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）第5条第1項に規定する単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業と単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護（同項第1号に規定する単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における単独型・併設型指定認知症対応型通所介護又は単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者。以下この条において同じ。）に対して一体的に行われるものをいい、その利用定員（当該単独型・併設型指定認知症	4 前各項の単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の単位は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護であってその提供が同時に1又は複数の利用者（当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者が単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者（清水町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年清水町条例第22号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）第5条第1項に規定する単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業と単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護（同項第1号に規定する単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における単独型・併設型指定認知症対応型通所介護又は単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者。以下この条において同じ。）に対して一体的に行われるものをいい、その利用定員（当該単独型・併設型指定認知症

改正後	改正前
<p>対応型通所介護事業所において同時に単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。第63条第2項第1号アにおいて同じ。) を12人以下とする。</p> <p>5～7 (略)</p> <p>(管理者)</p> <p>第62条 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>2 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理者は、適切な単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者であって、<u>指定地域密着型サービス基準第43条第2項に規定する厚生労働大臣</u>が定める研修を修了しているものでなければならない。</p> <p>(設備及び備品等)</p> <p>第63条 (略)</p> <p>2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 食堂及び機能訓練室</p> <p>ア (略)</p> <p>イ アの規定にかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができます。</p> <p>(2) 相談室 遮蔽物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 前項ただし書の場合において、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に単独型・併設型指定認知症対応型通所介護以外のサービスを提供するときは、当該サービスの内容を当該サー</p>	<p>対応型通所介護事業所において同時に単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。第63条第2項第1号アにおいて同じ。) を12人以下とする。</p> <p>5～7 (略)</p> <p>(管理者)</p> <p>第62条 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>2 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理者は、適切な単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。</p> <p>(設備及び備品等)</p> <p>第63条 (略)</p> <p>2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 食堂及び機能訓練室</p> <p>ア (略)</p> <p>イ アにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができます。</p> <p>(2) 相談室 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 前項ただし書の場合(単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に単独型・併設型指定認知症対応型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)には、当該サービスの内容を当該</p>

改正後	改正前
サービスの提供の開始前に町長に届け出るものとする。	サービスの提供の開始前に <u>当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者に係る指定を行った</u> 町長に届け出るものとする。
5 (略)	5 (略)
(従業者の員数) 第64条 指定認知症対応型共同生活介護事業所若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第71条第1項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所をいう。次条において同じ。）の居間若しくは食堂又は指定地域密着型特定施設若しくは指定地域密着型介護老人福祉施設の食堂若しくは共同生活室において、これらの事業所又は施設（第66条第1項において「本体事業所等」という。）の利用者、入居者又は入所者とともにに行う指定認知症対応型通所介護（以下「共用型指定認知症対応型通所介護」という。）の事業を行う者（以下「共用型指定認知症対応型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「共用型指定認知症対応型通所介護事業所」という。）に置くべき従業者の員数は、当該利用者、当該入居者又は当該入所者の数と当該共用型指定認知症対応型通所介護の利用者（当該共用型指定認知症対応型通所介護事業者が共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第8条第1項に規定する共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、共用型指定認知症対応型通所介護の事業と共用型指定介護予防認知症対応型通所介護（同項に規定する共用型指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における共用型指定認知症対応型通所介護又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者。次条において同じ。）の数を合計した数について、第110条、第130条若しくは第151条又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第71条に規定する従業者の員数を満たすために必要な数以上とする。	
2 (略)	2 (略)
(利用定員等) 第65条 (略)	(利用定員等) 第65条 (略)
2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1	2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1

改正後	改正前
<p>項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。)、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型介護予防サービス（法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。）若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）若しくは指定介護療養型医療施設の運営（第82条第7項、<u>第110条第9項及び第191条第8項</u>において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。</p> <p>(管理者)</p> <p>第66条 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならぬ。ただし、<u>当該管理者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとするほか、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することができるものとする。</u></p> <p>2 共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理者は、適切な共用型指定認知症対応型通所介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者であつて、<u>指定地域密着型サービス基準第43条第2項</u>に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。</p> <p>(指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)</p> <p>第70条 指定認知症対応型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 指定認知症対応型通所介護は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に沿って適切に提供するものとする。</p>	<p>項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。)、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型介護予防サービス（法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。）若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）若しくは指定介護療養型医療施設の運営（第82条第7項及び第191条第8項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。</p> <p>(管理者)</p> <p>第66条 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならぬ。ただし、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>2 共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理者は、適切な共用型指定認知症対応型通所介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者であつて、<u>第62条第2項</u>に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。</p> <p>(指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)</p> <p>第70条 指定認知症対応型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 指定認知症対応型通所介護は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供するものとする。</p>

改正後	改正前
<p>(運営規程)</p> <p>第73条 指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならぬ。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 指定認知症対応型通所介護の利用定員（<u>第61条第4項又は第65条第1項の利用定員を</u>いう。）</p> <p>(5)～(9) (略)</p> <p>(10) <u>虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p>(11) (略)</p>	<p>(運営規程)</p> <p>第73条 指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならぬ。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 指定認知症対応型通所介護の利用定員（<u>第61条第2項又は第65条第1項の利用定員を</u>いう。）</p> <p>(5)～(9) (略)</p> <p>(10) (略)</p>
<p>(記録の整備)</p> <p>第79条 (略)</p> <p>2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する<u>次に</u>掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p>	<p>(記録の整備)</p> <p>第79条 (略)</p> <p>2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する<u>次の各号に</u>掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p>
<p>(準用)</p> <p>第80条 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、<u>第32条の2、第34条から第38条まで、第40条の2、第41条、第53条、第59条の6、第59条の7、第59条の11及び第59条の13から第59条の18までの</u>規定は、指定認知症対応型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第73条に規定する重要事項に関する規程をいう。第34条第1項において同じ。）」と、同項、<u>第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随时対応型訪問介護看護従業者」とあり、並びに第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型通所介護について知見を有する者」と、第59条の18第4項中「第59条の5第4項」とあるのは「第63条第4項」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>(準用)</p> <p>第80条 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、<u>第34条から第38条まで、第41条、第53条、第59条の6、第59条の7、第59条の11及び第59条の18の</u>規定は、指定認知症対応型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第73条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随时対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第34条中「定期巡回・随时対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型通所介護について知見を有する者」と、第59条の18第4項中「第59条の5第4項」とあるのは「第63条第4項」と読み替えるものとする。</p>

改正後	改正前
<p>第4項」と読み替えるものとする。</p> <p>(従業者の員数等)</p> <p>第82条 (略) 2~5 (略)</p> <p>6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。</p>	<p>(従業者の員数等)</p> <p>第82条 (略) 2~5 (略)</p> <p>6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。</p>
<p><u>(1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合</u></p> <p>指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、<u>指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設</u>（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）又は介護医療院</p>	<p>介護職員</p> <p><u>当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合</u></p> <p>指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、<u>指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護療養型医療施設</u>（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）又は介護医療院</p>
<p><u>(2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合</u></p> <p><u>(1)の項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定地域密着型通所介護事業所又は指定認知症対応型通所介護事業所</u></p>	<p>看護師又は准看護師</p> <p><u>当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合</u></p> <p>前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、<u>指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は老人保健施設</u></p>
<p>7~9 (略)</p> <p>10 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に係る居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならぬ。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する第6項の表(1)の項中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。</p>	<p>7~9 (略)</p> <p>10 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に係る居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならぬ。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する第6項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に</p>

改正後	改正前
11 前項の介護支援専門員は、 <u>指定地域密着型サービス基準第63条第11項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了している者でなければならない。</u>	掲げる施設等の職務に従事することができる。
12 第10項の規定にかかわらず、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の介護支援専門員により当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対して居宅サービス計画の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する前項の研修を修了している者（ <u>第96条第1項において「研修修了者」という。）</u> を置くことができる。	11 前項の介護支援専門員は、 <u>別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者でなければならない。</u>
13 (略)	12 第10項の規定にかかわらず、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の介護支援専門員により当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対して居宅サービス計画の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する前項の <u>別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者（第96条において「研修修了者」という。）</u> を置くことができる。
(管理者) 第83条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならぬ。ただし、 <u>当該管理者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表(1)の項中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（<u>同項第1号三に規定する第1号介護予防支援事業を除く。</u>）に従事することができるものとする。</u>	(管理者) 第83条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならぬ。ただし、 <u>指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（<u>同項第1号二に規定する第1号介護予防支援事業を除く。</u>）に従事することができるものとする。</u>
2 (略)	2 (略)
3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（第193条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をい	3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（第193条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をい

改正後	改正前
<p>う。次条、<u>第111条第3項、第112条及び第193条において同じ。)</u>として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、<u>指定地域密着型サービス基準第64条第3項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。</u></p> <p>(指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者)</p> <p>第84条 指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者<u>若しくは訪問介護員等</u>として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス<u>若しくは福祉サービス</u>の経営に携わった経験を有する者であって、<u>指定地域密着型サービス基準第65条に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。</u></p>	<p>う。次条、<u>第111条第2項、第112条及び第193条において同じ。)</u>として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、<u>別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。</u></p>
<p>(設備及び備品等)</p> <p>第86条 (略)</p> <p>2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 居間及び食堂 居間及び食堂は、機能を十分に發揮し得る適當な広さを有すること。</p> <p>(2) 宿泊室</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ ア及びイの基準を満たす宿泊室（以下「個室」という。）以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を合計した面積は、おおむね7.43平方メートルに宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じた数を乗じて得た面積以上とするものとし、その構造は利用者のプライバシーが確保されたものでなければならない。</p> <p>エ (略)</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>(設備及び備品等)</p> <p>第86条 (略)</p> <p>2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 居間及び食堂 居間及び食堂は、機能を十分に發揮しうる適當な広さを有すること。</p> <p>(2) 宿泊室</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ ア及びイを満たす宿泊室（以下「個室」という。）以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を合計した面積は、おおむね7.43平方メートルに宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じた数を乗じて得た面積以上とするものとし、その構造は利用者のプライバシーが確保されたものでなければならない。</p> <p>エ (略)</p> <p>3～5 (略)</p>
<p>(心身の状況等の把握)</p> <p>第87条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護支援専門員（第82条第12項の規定により介護支援専門員を</p>	<p>(心身の状況等の把握)</p> <p>第87条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護支援専門員（第82条第12項の規定により介護支援専門員を</p>

改正後	改正前
<p>配置していないサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、本体事業所の介護支援専門員。以下この条及び第93条において同じ。)が開催するサービス担当者会議(介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等(法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。)の担当者を招集して行う会議<u>(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)</u>をいう。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>(利用料等の受領)</p> <p>第90条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、<u>次に掲げる費用の額の支払</u>を利用者から受けることができる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、指定小規模多機能型居宅介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが<u>適当と認められるもの</u></p> <p>4 前項第3号及び第4号に掲げる費用については、<u>指定地域密着型サービス基準</u>第71条第4項に規定する厚生労働大臣が定めるところによるものとする。</p> <p>5 (略)</p> <p>(指定小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針)</p> <p>第91条 (略)</p> <p>2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、自らその提供する指定小規模多機能型居宅介護の質の評価を行い、<u>その結果</u>を公表し、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>(指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)</p> <p>第92条 指定小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとす</p>	<p>配置していないサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、本体事業所の介護支援専門員。以下この条及び第93条において同じ。)が開催するサービス担当者会議(介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等(法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。)の担当者を招集して行う会議をいう。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>(利用料等の受領)</p> <p>第90条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、<u>次の各号に掲げる費用の額の支払</u>を利用者から受けることができる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、指定小規模多機能型居宅介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが<u>適当と認められる費用</u></p> <p>4 前項第3号及び第4号に掲げる費用については、<u>別に厚生労働大臣が定めるところによるもの</u>とする。</p> <p>5 (略)</p> <p>(指定小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針)</p> <p>第91条 (略)</p> <p>2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、自らその提供する指定小規模多機能型居宅介護の質の評価を行い、<u>それらの結果</u>を公表し、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>(指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)</p> <p>第92条 指定小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとす</p>

改正後	改正前
<p>る。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、<u>前号の身体的拘束等</u>を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</p> <p>(7)・(8) (略)</p> <p>(居宅サービス計画の作成)</p> <p>第93条 (略)</p> <p>2 介護支援専門員は、前項に規定する居宅サービス計画の作成に当たっては、<u>指定居宅介護支援等基準条例第14条各号</u>に掲げる<u>具体的取扱方針</u>に沿って行うものとする。</p>	<p>る。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、<u>前項の身体的拘束等</u>を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</p> <p>(7)・(8) (略)</p> <p>(居宅サービス計画の作成)</p> <p>第93条 (略)</p> <p>2 介護支援専門員は、前項に規定する居宅サービス計画の作成に当たっては、<u>指定居宅介護支援等基準第13条各号</u>に掲げる<u>具体的取組方針</u>に沿って行うものとする。</p>
<p>(小規模多機能型居宅介護計画の作成)</p> <p>第96条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 介護支援専門員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の小規模多機能型居宅介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した小規模多機能型居宅介護計画を作成するとともに、これを基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、隨時適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせた介護を行わなければならない。</p> <p>4～7 (略)</p> <p>(運営規程)</p> <p>第100条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) <u>虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p>(11) (略)</p>	<p>(小規模多機能型居宅介護計画の作成)</p> <p>第96条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 介護支援専門員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の小規模多機能型居宅介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した小規模多機能型居宅介護計画を作成するとともに、これを基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、隨時適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせた介護を行わなくてはならない。</p> <p>4～7 (略)</p> <p>(運営規程)</p> <p>第100条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) (略)</p>

改正後	改正前
(定員の遵守) 第101条 (略) <u>2 前項本文の規定にかかわらず、過疎地域その他これに類する地域において、地域の実情により当該地域における指定小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必要であると町が認めた場合は、指定小規模多機能型居宅介護事業者は、町が認めた日から介護保険事業計画（法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画であって、町が定めるものをいう。以下この項において同じ。）の終期まで（町が次期の介護保険事業計画を作成するに当たって、新規に代替サービスを整備するよりも既存の指定小規模多機能型居宅介護事業所を活用することがより効率的であると認めた場合にあっては、次期の介護保険事業計画の終期まで）に限り、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる。</u>	(定員の遵守) 第101条 (略)
(非常災害対策) 第102条 (略) 2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。	(非常災害対策) 第102条 (略) 2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。
(協力医療機関等) 第103条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、主治の医師との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならぬ。 2・3 (略)	(協力医療機関等) 第103条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、主治の医師との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかねばならぬ。 2・3 (略)
(記録の整備) 第107条 (略) 2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に関する <u>次に掲げる記録</u> を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。 (1)～(8) (略)	(記録の整備) 第107条 (略) 2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に関する <u>次の各号に掲げる記録</u> を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。 (1)～(8) (略)
(準用)	(準用)

改正後	改正前
<p>第108条 第9条から第13条まで、第20条、第22条、第28条、<u>第32条の2</u>、第34条から第38条まで、<u>第40条から第41条まで</u>、第59条の11、第59条の13、<u>第59条の16及び第59条の17</u>の規定は、指定小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第100条に規定する重要事項に関する規程をいう。第34条第1項において同じ。）」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・隨時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第5章第4節」と、第59条の13第3項<u>及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」</u>とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の17第1項中「<u>地域密着型通所介護</u>について知見を有する者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする。</p> <p>（従業者の員数）</p> <p>第110条 指定認知症対応型共同生活介護の事業を行う者（以下「指定認知症対応型共同生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定認知症対応型共同生活介護事業所」という。）ごとに置くべき指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる従業者（以下「介護従業者」という。）の員数は、当該事業所を構成する共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる介護従業者を、常勤換算方法で、当該共同生活住居の利用者（当該指定認知症対応型共同生活介護事業者が指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第71条第1項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定認知症対応型共同生活介護の事業と指定介護予防認知症対応型共同生活介護（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第70条に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用者。以下この条及び第113条において同じ。）の数が3又はその端数を増すごとに1以上とするほか、夜間及び深夜の時間帯を通じて1</p>	<p>第108条 第9条から第13条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、<u>第40条、第41条、第59条の11、第59条の13及び第59条の15から第59条の17までの</u>規定は、指定小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「<u>第100条に規定する重要事項に関する規程</u>」と、「定期巡回・隨時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「<u>小規模多機能型居宅介護従業者</u>」と、<u>第34条中「定期巡回・随时対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第5章第4節」と、第59条の13第3項中「<u>地域密着型通所介護従業者</u>」とあるのは「<u>小規模多機能型居宅介護従業者</u>」と、第59条の17第1項中「<u>地域密着型通所会議について知見を有する者</u>」とあるのは「<u>小規模多機能型居宅介護について知見を有する者</u>」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする。</u></p> <p>（従業者の員数）</p> <p>第110条 指定認知症対応型共同生活介護の事業を行う者（以下「指定認知症対応型共同生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定認知症対応型共同生活介護事業所」という。）ごとに置くべき指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる従業者（以下「介護従業者」という。）の員数は、当該事業所を構成する共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる介護従業者を、常勤換算方法で、当該共同生活住居の利用者（当該指定認知症対応型共同生活介護事業者が指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第71条第1項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定認知症対応型共同生活介護の事業と指定介護予防認知症対応型共同生活介護（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第70条に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用者。以下この条及び第113条において同じ。）の数が3又はその端数を増すごとに1以上とするほか、夜間及び深夜の時間帯を通じて1</p>

改正後	改正前
<p>以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。以下この項において同じ。）を行わせるために必要な数以上とする。<u>ただし、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が3である場合であり、かつ、当該共同生活住居が全て同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて2以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。</u></p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、<u>指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに、保健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し知識及び経験を有する者であって認知症対応型共同生活介護計画の作成を担当させるのに適当と認められるものを専らその職務に従事する計画作成担当者としなければならない。</u>ただし、<u>当該計画作成担当者は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所における他の職務に従事することができるものとする。</u></p> <p>6 前項の計画作成担当者は、<u>指定地域密着型サービス基準第90条第6項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了している者でなければならない。</u></p> <p>7・8 (略)</p> <p>9 <u>第7項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、<u>指定地域密着型サービス基準第90条第6項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了している者を置くことができる。</u></u></p> <p>10 (略)</p>	<p>以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。）を行わせるために必要な数以上とする。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、<u>共同生活住居ごとに、保健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し知識及び経験を有する者であって認知症対応型共同生活介護計画の作成を担当させるのに適当と認められるものを専らその職務に従事する計画作成担当者としなければならない。</u>ただし、<u>利用者の処遇に支障がない場合は、当該共同生活住居における他の職務に従事することができるものとする。</u></p> <p>6 前項の計画作成担当者は、<u>別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者でなければならない。</u></p> <p>7・8 (略)</p> <p>9 (略)</p>

改正後	改正前
<p>11 指定認知症対応型共同生活介護事業者が指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定認知症対応型共同生活介護の事業と指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、<u>指定地域密着型介護予防サービス基準条例第71条第1項から第9項まで</u>に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>(管理者)</p> <p>第111条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、<u>当該管理者は、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。</u></p> <p>2 <u>前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。</u></p> <p>3 共同生活住居の管理者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、<u>指定地域密着型サービス基準第91条第2項</u>に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。</p> <p>(指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者)</p> <p>第112条 指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として、認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者であって、<u>指定地域密着型サービス基準第92条</u>に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。</p>	<p>10 指定認知症対応型共同生活介護事業者が指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定認知症対応型共同生活介護の事業と指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、<u>指定地域密着型介護予防サービス基準条例第71条第1項から第10項まで</u>に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>(管理者)</p> <p>第111条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。</p> <p>2 共同生活住居の管理者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、<u>別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの</u>でなければならない。</p> <p>(指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者)</p> <p>第112条 指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として、認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者であって、<u>別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの</u>でなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>第113条 指定認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は<u>1以上3以下</u>（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所にあっては、1又は2）とする。</p>	<p>第113条 指定認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は1又は2とする。<u>ただし、指定認知症対応型共同生活介護事業所に係る用地の確保が困難であることその他地域の実情により指定認知症対応型共同生活介護事業所の効率的運営に必要と認められる場合は、1の事業所における共同生活住居の数を3とすることができる。</u></p>
<p>2～7 (略)</p>	<p>2～7 (略)</p>
<p>(指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針)</p>	<p>(指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針)</p>
<p>第117条 (略)</p>	<p>第117条 (略)</p>
<p>2～6 (略)</p>	<p>2～6 (略)</p>
<p>7 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p>	<p>7 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p>
<p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（<u>テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。</u>）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。</p>	<p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。</p>
<p>(2)・(3) (略)</p>	<p>(2)・(3) (略)</p>
<p>8 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、自らその提供する指定認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に<u>次に掲げるいずれかの評価</u>を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。</p>	<p>8 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、自らその提供する指定認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に<u>外部の者による評価</u>を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。</p>
<p>(1) 外部の者による評価</p>	
<p>(2) 第128条において準用する第59条の17第1項に規定する運営推進会議における評価</p>	
<p>(認知症対応型共同生活介護計画の作成)</p>	<p>(認知症対応型共同生活介護計画の作成)</p>
<p>第118条 共同生活住居の管理者は、計画作成担当者（<u>第110条第5項</u>の計画作成担当者をいう。以下この条において同じ。）に認知症対応型共同生活介護計画の作成に関する業務を担当させるものとする。</p>	<p>第118条 共同生活住居の管理者は、計画作成担当者（<u>第110条第7項</u>の計画作成担当者をいう。以下この条において同じ。）に認知症対応型共同生活介護計画の作成に関する業務を担当させるものとする。</p>
<p>2～7 (略)</p>	<p>2～7 (略)</p>
<p>(社会生活上の便宜の提供等)</p>	<p>(社会生活上の便宜の提供等)</p>

改正後	改正前
<p>第120条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者の趣味又は嗜好に応じた活動の支援に努めなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(管理者による管理)</p> <p>第121条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。）、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>(運営規程)</p> <p>第122条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならぬ。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 従業者の職種、員数及び<u>職務の内容</u></p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>(7) <u>虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p>(8) (略)</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第123条 (略)</p> <p>2 前項の<u>従業者</u>の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮しなければならない。</p> <p>3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。<u>その際、指定認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専</u></p>	<p>第120条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者の趣味又は<u>し好</u>に応じた活動の支援に努めなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(管理者による管理)</p> <p>第121条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>(運営規程)</p> <p>第122条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならぬ。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 従業者の職種、員数及び<u>職務内容</u></p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第123条 (略)</p> <p>2 前項の<u>介護従業者</u>の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮しなければならない。</p> <p>3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(指定居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)</p>	
<p>第126条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第127条 (略)</p> <p>2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する<u>次に掲げる記録</u>を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第128条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、<u>第28条、第32条の2、第34条から第36条まで、第38条、第40条から第41条まで、第59条の11、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで、第99条、第102条及び第104条</u>の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「<u>第31条に規定する運営規程</u>」とあるのは「<u>運営規程(第122条に規定する重要事項に関する規程をいう。第34条第1項において同じ。)</u>」と、同項、<u>第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号</u>中「<u>定期巡回・隨時対応型訪問介護看護従業者</u>」とあるのは「<u>介護従業者</u>」と、<u>第34条中「定期巡回・隨時対応型訪問介護看護従業者</u>」とあるのは「<u>介護従業者</u>」と、<u>第59条の11第2項中「この節</u>」とあるのは「<u>第6章第4節</u>」と、<u>第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者</u>」とあるのは「<u>認知症対応型共同生活介護について知見を有する者</u>」と、「<u>6月</u>」とあるのは「<u>2月</u>」と、<u>第99条中「小規模多機能型居宅介護従業者</u>」とあるのは「<u>介護従業者</u>」と、</p>	<p>(居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)</p> <p>第126条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第127条 (略)</p> <p>2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する<u>次の各号に掲げる記録</u>を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第128条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、<u>第28条、第34条から第36条まで、第38条、第40条、第41条、第59条の11、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで、第99条、第102条及び第104条</u>の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「<u>第31条に規定する運営規程</u>」とあるのは「<u>運営規程(第122条に規定する重要事項に関する規程)</u>」と、「<u>定期巡回・隨時対応型訪問介護看護従業者</u>」とあるのは「<u>介護従業者</u>」と、<u>第34条中「定期巡回・隨時対応型訪問介護看護従業者</u>」とあるのは「<u>介護従業者</u>」と、<u>第59条の11第2項中「この節</u>」とあるのは「<u>第6章第4節</u>」と、<u>第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者</u>」とあるのは「<u>認知症対応型共同生活介護について知見を有する者</u>」と、「<u>6月</u>」とあるのは「<u>2月</u>」と、<u>第99条中「小規模多機能型居宅介護従業者</u>」とあるのは「<u>介護従業者</u>」と、</p>

改正後	改正前
<p>症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第99条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第102条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第130条 (略) 2~4 (略)</p> <p>5 第1項第3号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該<u>指定地域密着型特定施設</u>における他の職務に従事することができるものとする。</p> <p>6 第1項第4号の計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員であって、<u>地域密着型特定施設サービス計画</u>の作成を担当させるのに適当と認められるものとする。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該<u>地域密着型特定施設</u>における他の職務に従事することができるものとする。</p> <p>7~10 (略)</p>	<p>第102条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第130条 (略) 2~4 (略)</p> <p>5 第1項第3号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該<u>地域密着型特定施設</u>における他の職務に従事することができるものとする。</p> <p>6 第1項第4号の計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員であって、<u>地域密着型特定施設サービス計画</u>の作成を担当させるのに適当と認められるものとする。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該<u>地域密着型特定施設</u>における他の職務に従事することができるものとする。</p> <p>7~10 (略)</p>
<p>(管理者)</p> <p>第131条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定地域密着型特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型特定施設における他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等<u>若しくは本体施設</u>の職務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所<u>若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>の職務に従事することができるものとする。</p>	<p>(管理者)</p> <p>第131条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型特定施設における他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等、<u>本体施設</u>の職務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所<u>又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>の職務に従事することができるものとする。</p>
<p>第132条 (略) 2・3 (略)</p> <p>4 指定地域密着型特定施設の介護居室（指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行うための専用の居室をいう。以下同じ。）、一時介護室、浴室、便所、食堂及び機能訓練室は、次の基準を満たさなければならない。</p>	<p>第132条 (略) 2・3 (略)</p> <p>4 指定地域密着型特定施設の介護居室（指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行うための専用の居室をいう。以下同じ。）、一時介護室、浴室、便所、食堂及び機能訓練室は、次の基準を満たさなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>(1) 介護居室は、次の基準を満たすこと。 ア <u>1の介護居室の定員は、1人とすること。</u>ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とすることができるものとする。 イ～エ (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 便所は、<u>介護居室</u>のある階ごとに設置し、非常用設備を備えていること。</p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>5～7 (略)</p> <p>(内容及び手続の説明並びに契約の締結等)</p> <p>第133条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第9条第2項から第6項までの規定は、第1項の規定による文書の交付について準用する。</p> <p>(サービスの提供の記録)</p> <p>第136条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の開始に際しては<u>当該開始の年月日</u>及び入居している指定地域密着型特定施設の名称を、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の終了に際しては<u>当該終了の年月日</u>を、利用者の被保険者証に記載しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(指定地域密着型特定施設入居者生活介護の取扱方針)</p> <p>第138条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（<u>テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。</u>）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2)・(3) (略)</p>	<p>(1) 介護居室は、次の基準を満たすこと。 ア <u>1の居室の定員は、1人とする。</u>ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とすることができるものとする。 イ～エ (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 便所は、<u>居室</u>のある階ごとに設置し、非常用設備を備えていること。</p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>5～7 (略)</p> <p>(内容及び手続の説明及び契約の締結等)</p> <p>第133条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 法第3条の7第2項から第6項までの規定は、第1項の規定による文書の交付について準用する。</p> <p>(サービスの提供の記録)</p> <p>第136条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の開始に際しては、<u>当該開始の年月日</u>及び入居している指定地域密着型特定施設の名称を、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の終了に際しては、<u>当該終了の年月日</u>を、利用者の被保険者証に記載しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(指定地域密着型特定施設入居者生活介護の取扱方針)</p> <p>第138条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2)・(3) (略)</p>

改正後	改正前
7 (略)	7 (略)
(地域密着型特定施設サービス計画の作成)	(地域密着型特定施設サービス計画の作成)
第139条 (略)	第139条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 計画作成担当者は、利用者又はその <u>家族の希望及び利用者</u> について把握された解決すべき課題に基づき、他の地域密着型特定施設従業者と協議の上、サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ地域密着型特定施設サービス計画の原案を作成しなければならない。	3 計画作成担当者は、利用者又はその <u>家族の希望、利用者</u> について把握された解決すべき課題に基づき、他の地域密着型特定施設従業者と協議の上、サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ地域密着型特定施設サービス計画の原案を作成しなければならない。
4・5 (略)	4・5 (略)
6 計画作成担当者は、地域密着型特定施設サービス計画の作成後においても、他の地域密着型特定施設従業者との連絡を継続的に行うことにより、地域密着型特定施設サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて地域密着型特定施設サービス計画の変更を行うものとする。	6 計画作成担当者は、地域密着型特定施設サービス計画作成後においても、他の地域密着型特定施設従業者との連絡を継続的に行うことにより、地域密着型特定施設サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて地域密着型特定施設サービス計画の変更を行うものとする。
7 (略)	7 (略)
(運営規程)	(運営規程)
第145条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。	第145条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならぬ。
(1) (略)	(1) (略)
(2) 地域密着型特定施設従業者の職種、員数及び <u>職務の内容</u>	(2) 地域密着型特定施設従業者の職種、員数及び <u>職務内容</u>
(3)～(8) (略)	(3)～(8) (略)
(9) <u>虐待の防止のための措置に関する事項</u>	(9) (略)
(10) (略)	
(勤務体制の確保等)	(勤務体制の確保等)
第146条 (略)	第146条 (略)
2・3 (略)	2・3 (略)
4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、地域密着型特定施設従業者	4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、地域密着型特定施設従業者

改正後	改正前
<p>の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、全ての地域密着型特定施設従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p>
<p>（記録の整備）</p> <p>第148条 （略）</p> <p>2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する<u>次に掲げる記録</u>を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>（1）～（8） （略）</p>	<p>（記録の整備）</p> <p>第148条 （略）</p> <p>2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する<u>次の各号に掲げる記録</u>を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>（1）～（8） （略）</p>
<p>（準用）</p> <p>第149条 第12条、第13条、第22条、第28条、<u>第32条の2</u>、第34条から第38条まで、<u>第40条から第41条まで</u>、第59条の11、第59条の15、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで及び<u>第99条</u>の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、<u>第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・隨時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第34条第1項中「運営規程」とあるのは「第145条に規定する重要事項に関する規程」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第7章第4節」と、<u>第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、<u>第99条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とある</u></u></u></p>	<p>（準用）</p> <p>第149条 第12条、第13条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、<u>第40条、第41条、第59条の11、第59条の15、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで及び99条</u>の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、<u>第34条中「定期巡回・隨時対応型介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第7章第4節」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。</u></p>

改正後	改正前
<p>のは「<u>地域密着型特定施設従業者</u>」と読み替えるものとする。</p>	
<p>第150条 (略) 2・3 (略)</p>	<p>(基本方針) 第150条 (略) 2・3 (略)</p>
<p>第151条 指定地域密着型介護老人福祉施設に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。<u>ただし、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該指定地域密着型介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第4号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。</u></p> <p>(1)~(3) (略) (4) 栄養士<u>又は</u>管理栄養士 1以上 (5)・(6) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。</p>	<p>(従業者の員数) 第151条 指定地域密着型介護老人福祉施設に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1)~(3) (略) (4) 栄養士 1以上 (5)・(6) (略) 2 (略)</p> <p>3 指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、<u>指定地域密着型介護老人福祉施設 (ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設 (第178条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。) を除く。以下この項において同じ。) にユニット型指定介護老人福祉施設 (指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準 (平成11年厚生省令第39号。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。) 第38条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。) を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員 (指定介護老人福祉施設基準第47条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。) 又は指定地域密着型介護老人福祉施設にユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員 (第187条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。) を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。</u></p> <p>4 第1項第1号の規定にかかわらず、サテライト型居住施設 (当該施設を設置し</p>

改正後	改正前
<p>ようとする者により設置される当該施設以外の指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設（サテライト型居住施設である指定地域密着型介護老人福祉施設を除く。第8項第1号及び第17項、<u>次条第1項第6号並びに第180条第1項第3号において同じ。</u>）、介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの（以下この章において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）の医師については、本体施設の医師により当該サテライト型居住施設の入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>5～7 (略)</p> <p>8 第1項第2号及び第4号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設 <u>生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員</u> (2) 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士若しくは管理栄養士、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は介護支援専門員 (3) 病院 栄養士若しくは管理栄養士（病床数100以上の病院の場合に限る。）又は介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。） (4) 介護医療院 栄養士若しくは管理栄養士又は介護支援専門員 <p>9～11 (略)</p> <p>12 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定短期入所生活介護事業所又は指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）第129条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。）が併設される場合においては、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p>	<p>ようとする者により設置される当該施設以外の指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設（サテライト型居住施設である指定地域密着型介護老人福祉施設を除く。第8項第1号及び第17項、<u>第152条第1項第6号並びに第180条第1項第3号において同じ。</u>）、介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの（以下この章において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）の医師については、本体施設の医師により当該サテライト型居住施設の入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>5～7 (略)</p> <p>8 第1項第2号及び第4号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設 <u>栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員</u> (2) 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は介護支援専門員 (3) 病院 栄養士（病床数100以上の病院の場合に限る。）又は介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。） (4) 介護医療院 栄養士又は介護支援専門員 <p>9～11 (略)</p> <p>12 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定短期入所生活介護事業所又は指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「<u>指定介護予防サービス等基準</u>」という。）第129条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。）が併設される場合においては、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p>

改正後	改正前
<p>13 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。）、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型通所介護事業所又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス基準条例第5条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士<u>若しくは管理栄養士</u>又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p>	<p>13 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。）、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型通所介護事業所又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス基準条例第5条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p>
<p>14~16 (略)</p>	<p>14~16 (略)</p>
<p>17 第1項第1号の医師及び同項第6号の介護支援専門員の数は、サテライト型居住施設の本体施設である指定地域密着型介護老人福祉施設であって、当該サテライト型居住施設に医師又は介護支援専門員を置かない場合にあっては、指定地域密着型介護老人福祉施設の入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。この場合において、介護支援専門員の数は、同号の規定にかかわらず、1以上（入所者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。）とする。</p>	<p>17 第1項第1号の医師及び同項第6号の介護支援専門員の数は、サテライト型居住施設の本体施設であって、当該サテライト型居住施設に医師又は介護支援専門員を置かない場合にあっては、指定地域密着型介護老人福祉施設の入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。この場合において、介護支援専門員の数は、同号の規定にかかわらず、1以上（入所者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。）とする。</p>
<p>第152条 指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 廊下幅 1.5メートル以上（中廊下にあっては、1.8メートル以上）とすること。ただし、廊下の一部の幅を拡張すること等により、入所者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められるときは、これによらないことができる。</p> <p>(9) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>（利用料等の受領）</p>	<p>第152条 指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 廊下幅 1.5メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、1.8メートル以上とすること。なお、廊下の一部の幅を拡張すること等により、入所者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められるときは、これによらないことができる。</p> <p>(9) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>（利用料等の受領）</p>
<p>第156条 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>第156条 (略)</p> <p>2 (略)</p>

改正後	改正前
<p>3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>指定地域密着型サービス基準第136条第3項第3号に規定する厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用</u></p> <p>(4) <u>指定地域密着型サービス基準第136条第3項第4号に規定する厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用</u></p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>4 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、<u>指定地域密着型サービス基準第136条第4項に規定する厚生労働大臣が定めるところによるものとする。</u></p> <p>5 (略)</p> <p style="text-align: center;">(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針)</p>	<p>3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用</u></p> <p>(4) <u>厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用</u></p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>4 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、<u>別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。</u></p> <p>5 (略)</p> <p style="text-align: center;">(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針)</p>
<p>第157条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（<u>テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。</u>）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>7 (略)</p> <p style="text-align: center;">(地域密着型施設サービス計画の作成)</p>	<p>第157条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>7 (略)</p> <p style="text-align: center;">(地域密着型施設サービス計画の作成)</p>
<p>第158条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たる他の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議（<u>テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。</u>ただし、入所者又はその家族（以下この項において同様））の開催、担当者に対する照会等により、当該地域密着型施設サービス計画</p>	<p>第158条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たる他の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下この章において同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、当該地域密着型施設サービス計画</p>

改正後	改正前
<p>て「入所者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。)をいう。以下この章において同じ。)の開催、担当者に対する照会等により、当該地域密着型施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。</p> <p>7~12 (略)</p> <p>(介護)</p> <p>第159条 (略) 2~4 (略)</p> <p>5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、<u>褥瘡</u>が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。</p> <p>6~8 (略)</p> <p>(食事)</p> <p>第160条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、栄養並びに入所者の心身の状況及び<u>嗜好</u>を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(栄養管理)</p> <p>第163条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。</p> <p>(口腔衛生の管理)</p> <p>第163条の3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。</p> <p>(管理者による管理)</p>	<p>の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。</p> <p>7~12 (略)</p> <p>(介護)</p> <p>第159条 (略) 2~4 (略)</p> <p>5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、<u>褥瘡</u>が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。</p> <p>6~8 (略)</p> <p>(食事)</p> <p>第160条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、栄養並びに入所者の心身の状況及び<u>嗜好</u>を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(管理による管理)</p>

改正後	改正前
<p>第166条 指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の<u>管理上</u>支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等又は本体施設の職務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）に従事することができる。</p> <p>（計画担当介護支援専門員の責務）</p> <p>第167条 計画担当介護支援専門員は、第158条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 第177条において準用する<u>第38条第2項</u>に規定する苦情の内容等を記録すること。</p> <p>(7) (略)</p> <p>（運営規程）</p> <p>第168条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) <u>虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p>(9) (略)</p> <p>（勤務体制の確保等）</p> <p>第169条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業者の<u>資質の向上</u>のために、<u>その研修の機会を確保しなければならない</u>。<u>その際、指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない</u>。</p> <p>4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又</p>	<p>第166条 指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の<u>管理上</u>支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等又は本体施設の職務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）に従事することができる。</p> <p>（計画担当介護支援専門員の責務）</p> <p>第167条 計画担当介護支援専門員は、第158条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 第177条において準用する<u>法第3条の36第2項</u>に規定する苦情の内容等を記録すること。</p> <p>(7) (略)</p> <p>（運営規程）</p> <p>第168条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>（勤務体制の確保等）</p> <p>第169条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業者に<u>対し、その資質の向上</u>のための研修の機会を確保しなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第171条 (略)</p> <p>2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、<u>次に掲げる措置</u>を講じなければならない。</p> <p>(1) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(<u>テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。</u>)をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修<u>並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練</u>を定期的に実施すること。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、<u>指定地域密着型サービス基準第151条第2項第4号に規定する厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒が疑われる際の対処等</u>に関する手順に沿った対応を行うこと。</p> <p>(<u>指定居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止</u>)</p> <p>第174条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(事故発生の防止及び発生時の対応)</p> <p>第175条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、<u>次に掲げる措置</u>を講じなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 事故発生の防止のための委員会(<u>テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。</u>)及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。</p> <p>(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</p>	<p>は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第171条 (略)</p> <p>2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、<u>次の各号に掲げる措置</u>を講じなければならない。</p> <p>(1) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に実施すること。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、<u>別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒が疑われる際の対処等</u>に関する手順に沿った対応を行うこと。</p> <p>(<u>居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止</u>)</p> <p>第174条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(事故発生の防止及び発生時の対応)</p> <p>第175条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、<u>次の各号に定める措置</u>を講じなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。</p>

改正後	改正前
<p>2～4 (略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第176条 (略)</p> <p>2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する<u>次に掲げる記録</u>を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第177条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、<u>第28条、第32条の2、第34条、第36条、第38条、第40条の2、第41条、第59条の11、第59条の15及び第59条の17</u>第1項から第4項までの規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第168条に規定する重要事項に関する規程をいう。第34条第1項において同じ。）」と、同項、<u>第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号</u>中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第4節」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。</p> <p>(この節の趣旨)</p> <p>第178条 第1節及び前2節の規定にかかわらず、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（施設の全部において少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室（当該居室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下同じ。）により一体的に構成される場所（以下「ユニット」という。）ごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる指定地</p>	<p>2～4 (略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第176条 (略)</p> <p>2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する<u>次の各号に掲げる記録</u>を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第177条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、<u>第34条、第36条、第38条、第41条、第59条の11、第59条の15及び第59条の17</u>第1項から第4項までの規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「<u>第168条に規定する重要事項に関する規程</u>」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、<u>第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者</u>」とあるのは「従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第4節」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「<u>地域密着型老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者</u>」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。</p> <p>(この節の趣旨)</p> <p>第178条 第1節、<u>第3節及び前節</u>の規定にかかわらず、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（施設の全部において少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室（当該居室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下同じ。）により一体的に構成される場所（以下「ユニット」という。）ごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる指定地</p>

改正後	改正前
密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。) の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。	域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。) の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。
第180条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。	第180条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。
(1) ユニット ア 居室 (ア) (略) (イ) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、1のユニットの入居定員は、原則としておむね10人以下とし、15人を超えないものとする。 (ウ) 1の居室の床面積は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、(ア) ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。	(1) ユニット ア 居室 (ア) (略) (イ) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、1のユニットの入居定員は、おむね10人以下としなければならない。 (ウ) 1の居室の床面積等は、次のいずれかを満たすこと。 a 10.65平方メートル以上とすること。ただし、(イ) ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。 b ユニットに属さない居室を改修したものについては、入居者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。
(エ) (略) イ～エ (略) (2)・(3) (略) (4) 廊下幅 1.5メートル以上 (中廊下にあっては、1.8メートル以上) とすること。ただし、廊下の一部の幅を拡張すること等により、入居者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められるときは、これによらないことができる。	(エ) (略) イ～エ (略) (2)・(3) (略) (4) 廊下幅 1.5メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、1.8メートル以上とすること。なお、廊下の一部の幅を拡張すること等により、入居者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められるときは、これによらないことができる。
(5) (略) 2 (略)	(5) (略) 2 (略)
(利用料等の受領)	(利用料等の受領)
第181条 (略)	第181条 (略)

改正後	改正前
2 (略)	2 (略)
3 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。 (1)・(2) (略) (3) <u>指定地域密着型サービス基準第161条第3項第3号に規定する厚生労働大臣の定める基準に基づき入居者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用</u> (4) <u>指定地域密着型サービス基準第161条第3項第4号に規定する厚生労働大臣の定める基準に基づき入居者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用</u> (5)・(6) (略)	3 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。 (1)・(2) (略) (3) <u>厚生労働大臣の定める基準に基づき入居者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用</u> (4) <u>厚生労働大臣の定める基準に基づき入居者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用</u> (5)・(6) (略)
4 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、 <u>指定地域密着型サービス基準第161条第4項に規定する厚生労働大臣が定めるところによるものとする。</u>	4 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、 <u>別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。</u>
5 (略) (指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針)	5 (略) (指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針)
第182条 (略)	第182条 (略)
2～4 (略)	2～4 (略)
5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に <u>当たっては</u> 、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。	5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に <u>当たって</u> 、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
6・7 (略)	6・7 (略)
8 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) <u>身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</u> (2)・(3) (略)	8 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) <u>身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</u> (2)・(3) (略)
9 (略) (食事)	9 (略) (食事)

改正後	改正前
<p>第184条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、栄養並びに入居者の心身の状況及び<u>嗜好</u>を考慮した食事を提供しなければならない。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(社会生活上の便宜の提供等)</p> <p>第185条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者の<u>嗜好</u>に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(運営規程)</p> <p>第186条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならぬ。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p><u>(9) 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p><u>(10) (略)</u></p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第187条 (略)</p> <p>2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、<u>次に定める職員配置を行わなければならない</u>。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業者の<u>資質の向上</u>のため<u>に、その研修の機会を確保しなければならない。その際、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>5 <u>ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性</u></p>	<p>第184条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、栄養並びに入居者の心身の状況及び<u>し好</u>を考慮した食事を提供しなければならない。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(社会生活上の便宜の提供等)</p> <p>第185条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者の<u>し好</u>に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(運営規程)</p> <p>第186条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならぬ。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p><u>(9) (略)</u></p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第187条 (略)</p> <p>2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、<u>次の各号に定める職員配置を行わなければならない</u>。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業者<u>に対し、その資質の向上</u>のための研修の機会を確保しなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(準用)</p> <p>第189条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、<u>第32条の2</u>、第34条、第36条、第38条、<u>第40条の2</u>、第41条、第59条の11、第59条の15、第59条の17第1項から第4項まで、第153条から第155条まで、第158条、第161条、第163条から第167条まで及び第171条から第176条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第186条に規定する重要事項に関する規程をいう。第34条第1項において同じ。）」と、同項、第32条の2第2項、<u>第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中</u>「定期巡回・隨時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第1項中「指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第5節」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第167条中「第158条」とあるのは「第189条において準用する第158条」と、同条第5号中「第157条第5項」とあるのは「第182条第7項」と、同条第6号中「第177条」とあるのは「第189条」と、同条第7号中「第175条第3項」とあるのは「第189条において準用する第175条第3項」と、第176条第2項第2号中「第155条第2項」とあるのは「第189条において準用する第155条第2項」と、同項第3号中「第157条第5項」とあるのは「第182条第7項」と、同項第4号、<u>第5号及び第7号中</u>「次条」とあるのは「第189条」と、同項第6号中「前条第3項」とあるのは「第189条において準用する前条第3項」と読み替えるものとする。</p> <p>第190条 指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス（施行規則第17条の</p>	<p>(準用)</p> <p>第189条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第34条、第36条、第38条、第41条、第59条の11、第59条の15、第59条の17第1項から第4項まで、第153条から第155条まで、第158条、第161条、第163条から第167条まで及び第171条から第176条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「<u>第186条に規定する重要事項に関する規程</u>」と、「定期巡回・随时対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第1項中「指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、<u>第34条中「定期巡回・随时対応型訪問介護看護従業者</u>」とあるのは「従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第5節」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第167条中「第158条」とあるのは「第189条において準用する第158条」と、同条第5号中「第157条第5項」とあるのは「第182条第7項」と、同条第6号中「第177条」とあるのは「第189条」と、同条第7号中「第175条第3項」とあるのは「第189条において準用する第175条第3項」と、第176条第2項第2号中「第155条第2項」とあるのは「第189条において準用する第155条第2項」と、同項第3号中「第157条第5項」とあるのは「第182条第7項」と、同項第4号<u>及び第5号中</u>「次条」とあるのは「第189条」と、同項第6号中「前条第3項」とあるのは「第189条において準用する第175条第3項」と読み替えるものとする。</p> <p>第190条 指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス（施行規則第17条の</p>

改正後	改正前
<p>12に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。以下この章において「指定看護小規模多機能型居宅介護」という。)の事業は、<u>指定居宅サービス等基準条例第64条</u>に規定する訪問看護の基本方針及び<u>第81条</u>に規定する小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものでなければならない。</p> <p>(従業者の員数等)</p> <p>第191条 (略) 2~11 (略)</p> <p>12 前項の介護支援専門員は、<u>指定地域密着型サービス基準第171条第12項</u>に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了している者でなければならない。</p> <p>13 第11項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の介護支援専門員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対して居宅サービス計画の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する前項の研修を修了している者(第199条において「研修修了者」という。)を置くことができる。</p> <p>14 指定複合型サービス事業者(指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス(以下「指定複合型サービス」という。)の事業を行う者をいう。以下同じ。)が指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業と指定訪問看護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合に、<u>指定居宅サービス等基準条例第65条第1項第1号ア</u>に規定する人員に関する基準を満たすとき(指定居宅サービス等基準規則第18条第3項の規定により<u>指定居宅サービス等基準条例第65条第1項第1号ア</u>及び第2号に規定する基準を満たしているものとみなされているとき及び第6条第12項の規定により同条第4号アに規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。)は、当該指定複合型サービス事業者は、第4項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>(管理者)</p> <p>第192条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならぬ。ただし、当該管理者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合</p>	<p>10に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。以下「指定看護小規模多機能型居宅介護」という。)の事業は、<u>指定居宅サービス等基準第59条</u>に規定する訪問看護の基本方針及び<u>第81条</u>に規定する小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものでなければならない。</p> <p>(従業者の員数等)</p> <p>第191条 (略) 2~11 (略)</p> <p>12 前項の介護支援専門員は、別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者でなければならない。</p> <p>13 第11項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の介護支援専門員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対して居宅サービス計画の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する前項の別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者(第199条において「研修修了者」という。)を置くことができる。</p> <p>14 指定複合型サービス事業者(指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス(以下「指定複合型サービス」という。)の事業を行う者をいう。以下同じ。)が指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業と指定訪問看護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合に、<u>指定居宅サービス等基準第60条第1項第1号イ</u>に規定する人員に関する基準を満たすとき(同条第4項の規定により同条第1項第1号イ及び第2号に規定する基準を満たしているものとみなされているとき及び第6条第12項の規定により同条第4号アに規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。)は、当該指定複合型サービス事業者は、第4項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>(管理者)</p> <p>第192条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならぬ。ただし、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合</p>

改正後	改正前
<p>障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第7項各号に掲げる施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、<u>指定地域密着型サービス基準第172条第3項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの又は保健師若しくは看護師でなければならない。</u></p>	<p>は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第7項各号に掲げる施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの、又は保健師若しくは看護師でなければならない。</p>
(指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者)	(指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者)
<p>第193条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（指定複合型サービスの事業を行う事業所をいう。）等の従業者若しくは訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者若しくは保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、<u>指定地域密着型サービス基準第173条に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの又は保健師若しくは看護師でなければならない。</u></p>	<p>第193条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（指定複合型サービスの事業を行う事業所をいう。）等の従業者、訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者若しくは保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの、又は保健師若しくは看護師でなければならない。</p>
(設備及び備品等)	(設備及び備品等)
<p>第195条 (略)</p> <p>2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 居間及び食堂 居間及び食堂は、機能を十分に發揮し得る適當な広さを有すること。</p> <p>(2) 宿泊室</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ ア及びイの基準を満たす宿泊室（以下この号において「個室」という。）以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を合計した面積は、おおむね7.43平方メートルに宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減</p>	<p>2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 居間及び食堂 居間及び食堂は、機能を十分に發揮しうる適當な広さを有すること。</p> <p>(2) 宿泊室</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ ア及びイを満たす宿泊室（以下この号において「個室」という。）以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を合計した面積は、おおむね7.43平方メートルに宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じた数</p>

改正後	改正前
<p>じた数を乗じて得た面積以上とするものとし、その構造は利用者のプライバシーが確保されたものでなければならない。</p> <p>エ・オ (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(指定看護小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針)</p> <p>第196条 (略)</p> <p>2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、自らその提供する指定看護小規模多機能型居宅介護の質の評価を行い、<u>その結果</u>を公表し、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>(看護小規模多機能型居宅介護計画及び看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成)</p> <p>第199条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 介護支援専門員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の看護小規模多機能型居宅介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した看護小規模多機能型居宅介護計画を作成するとともに、これを基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、隨時適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせた看護及び介護を行わなければならない。</p> <p>5~10 (略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第201条 (略)</p> <p>2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に関する<u>次に掲げる記録</u>を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1)~(10) (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第202条 第9条から第13条まで、第20条、第22条、第28条、<u>第32条の2</u>、第34条</p>	<p>じた数を乗じて得た面積以上とするものとし、その構造は利用者のプライバシーが確保されたものでなければならない。</p> <p>エ・オ (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(指定看護小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針)</p> <p>第196条 (略)</p> <p>2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、自らその提供する指定看護小規模多機能型居宅介護の質の評価を行い、<u>それらの結果</u>を公表し、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>(看護小規模多機能型居宅介護計画及び看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成)</p> <p>第199条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 介護支援専門員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の看護小規模多機能型居宅介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した看護小規模多機能型居宅介護計画を作成するとともに、これを基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、隨時適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせた看護及び介護を行わなくてはならない。</p> <p>5~10 (略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第201条 (略)</p> <p>2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に関する<u>次の各号に掲げる記録</u>を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1)~(10) (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第202条 第9条から第13条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条ま</p>

改正後	改正前
<p>から第38条まで、<u>第40条から第41条まで</u>、第59条の11、第59条の13、第59条の16、第59条の17、第87条から第90条まで、第93条から第95条まで、第97条、<u>第98条、第100条から第104条まで及び第106条</u>の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「<u>運営規程（第202条において準用する第100条に規定する重要事項に関する規程をいう。第34条第1項において同じ。）</u>」と、同項、<u>第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号</u>中「定期巡回・<u>隨時対応型訪問介護看護従業者</u>」とあるのは「<u>看護小規模多機能型居宅介護従業者</u>」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「<u>第9章第4節</u>」と、<u>第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者</u>」とあるのは「<u>看護小規模多機能型居宅介護従業者</u>」と、第59条の17第1項中「<u>地域密着型通所介護について知見を有する者</u>」とあるのは「<u>看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者</u>」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「<u>通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況</u>」と、第87条中「<u>第82条第12項</u>」とあるのは「<u>第191条第13項</u>」と、第89条及び第97条中「<u>小規模多機能型居宅介護従業者</u>」とあるのは「<u>看護小規模多機能型居宅介護従業者</u>」と、第106条中「<u>第82条第6項</u>」とあるのは「<u>第191条第7項各号</u>」と読み替えるものとする。</p> <p style="text-align: center;"><u>第10章 雜則</u></p> <p>(電磁的記録等)</p> <p>第203条 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第12条第1項（第59条、第59条の20、第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び前条において準用する場合を含む。）、第115条第1項、第136条第1項及び第155条第1項（第189条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の</p>	<p>で、<u>第40条、第41条、第59条の11、第59条の13、第59条の16、第59条の17、第87条から第90条まで、第93条から第95条まで、第97条、第90条及び第100条から第106条</u>の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「<u>第202条において準用する第100条に規定する重要事項に関する規程</u>」と、「<u>定期巡回・隨時対応型訪問介護看護従業者</u>」とあるのは「<u>看護小規模多機能型居宅介護従業者</u>」と、第34条中「<u>定期巡回・隨時対応型訪問介護看護従業者</u>」とあるのは「<u>看護小規模多機能型居宅介護従業者</u>」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「<u>第9章第4節</u>」と、<u>第59条の13中「地域密着型通所介護従業者</u>」とあるのは「<u>看護小規模多機能型居宅介護従業者</u>」と、第59条の17第1項中「<u>地域密着型通所介護について知見を有する者</u>」とあるのは「<u>看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者</u>」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「<u>通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況</u>」と、第87条中「<u>第82条第12項</u>」とあるのは「<u>第191条第13項</u>」と、第89条及び第97条中「<u>小規模多機能型居宅介護従業者</u>」とあるのは「<u>看護小規模多機能型居宅介護従業者</u>」と、第106条中「<u>第82条第6項</u>」とあるのは「<u>第191条第7項各号</u>」と読み替えるものとする。</p>

改正後	改正前
<p>知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。</p> <p>2 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下この項において「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によつて認識することができない方法をいう。）によることができる。</p>	
附 則	附 則
<p>（経過措置）</p> <p>第2条 介護保険法施行令等の一部を改正する政令（平成18年政令第154号）附則第3条の規定により指定認知症対応型通所介護事業者とみなされた者に係る第62条第2項及び第66条第2項の規定の適用については、<u>これらの規定中「者であつて、指定地域密着型サービス基準第43条第2項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの」とあるのは、「者」とする。</u></p>	<p>（経過措置）</p> <p>第2条 介護保険法施行令等の一部を改正する政令（平成18年政令第154号）附則第3条の規定により指定認知症対応型通所介護事業者とみなされた者に係る第62条第2項及び第66条第2項の規定の適用については、<u>第62条第2項中「者であつて、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの」とあるのは「者」と、第66条第2項中「者であつて、第62条第2項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの」とあるのは「者」とする。</u></p>
<p>第3条 介護保険法等の一部を改正する法律（平成17年法律第77号。以下「平成17年改正法」という。）附則第10条第2項の規定により指定認知症対応型共同生活介護事業者とみなされた者が指定認知症対応型共同生活介護の事業を行う事業所であつて、<u>指定地域密着型サービス基準</u>の施行の際現に2を超える共同生活住居を有しているものは、当分の間、第113条第1項の規定にかかわらず、当該共同生活住居を有することができる。</p>	<p>第3条 介護保険法等の一部を改正する法律（平成17年法律第77号。以下「平成17年改正法」という。）附則第10条第2項の規定により指定認知症対応型共同生活介護事業者とみなされた者が指定認知症対応型共同生活介護の事業を行う事業所であつて、<u>指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準</u>（平成18年厚生労働省令第34号）の施行の際現に2を超える共同生活住居を有しているものは、当分の間、第113条第1項の規定にかかわらず、当該共同生活住居を有することができる。</p>
<p>第4条 平成17年改正法附則第10条第2項の規定により指定認知症対応型共同生活介護事業者とみなされた者が指定認知症対応型共同生活介護の事業を行う事業所の共同生活住居であつて、<u>指定地域密着型サービス基準</u>の施行の日（以下「<u>指定地域密着型サービス基準施行日</u>」という。）の前日において指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成11年厚生</p>	<p>第4条 平成17年改正法附則第10条第2項の規定により指定認知症対応型共同生活介護事業者とみなされた者が指定認知症対応型共同生活介護の事業を行う事業所の共同生活住居であつて、<u>指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準</u>の施行の日（以下「<u>基準省令施行日</u>」という。）の前日において指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省</p>

改正後	改正前
省令第96号) 附則第2項の規定の適用を受けていたものについては、第113条第4項の規定は適用しない。	令(平成11年厚生省令第96号) 附則第2項の規定の適用を受けていたものについては、第113条第4項の規定は適用しない。
第5条 平成17年改正法附則第10条第2項の規定により指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者とみなされた者が指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う指定地域密着型特定施設の介護居室であって、<u>指定地域密着型サービス基準</u>の施行の際現に定員4人以下であるものについては、第132条第4項第1号アの規定は適用しない。	第5条 平成17年改正法附則第10条第2項の規定により指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者とみなされた者が指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う指定地域密着型特定施設の介護居室であって、<u>指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準</u>の施行の際現に定員4人以下であるものについては、第132条第4項第1号アの規定は適用しない。
第6条 平成17年改正法附則第10条第3項の規定により指定地域密着型介護老人福祉施設とみなされた指定介護老人福祉施設(以下「みなし指定地域密着型介護老人福祉施設」という。)であって、<u>指定地域密着型サービス基準</u>施行日の前日において指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第39号。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。)附則第4条第1項の規定の適用を受けていたものに係る第152条第1項第1号の規定の適用については、<u>同号ア中「1人」とあるのは「原則として4人」と、同号イ中「10.65平方メートル」とあるのは「収納設備等を除き、4.95平方メートル」とする。</u>	第6条 平成17年改正法附則第10条第3項の規定により指定地域密着型介護老人福祉施設とみなされた指定介護老人福祉施設(以下「みなし指定地域密着型介護老人福祉施設」という。)であって、<u>基準省令</u>施行日の前日において指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第39号。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。)附則第4条第1項の規定の適用を受けていたものに係る第152条第1項第1号の規定の適用については、<u>同号ア中「4人」とあるのは「原則として4人」と、同号イ中「10.65平方メートル」とあるのは「収納設備等を除き、4.95平方メートル」とする。</u>
2 みなし指定地域密着型介護老人福祉施設であって、<u>指定地域密着型サービス基準</u>施行日の前日において指定介護老人福祉施設基準附則第4条第2項の規定の適用を受けていたものに係る前項の規定の適用については、同項中「原則として4人」とあるのは、「8人」とする。	2 みなし指定地域密着型介護老人福祉施設であって、<u>基準省令</u>施行日の前日において指定介護老人福祉施設基準附則第4条第2項の規定の適用を受けていたものに係る前項の規定の適用については、同項中「原則として4人」とあるのは「8人」とする。
第7条 みなし指定地域密着型介護老人福祉施設であって、<u>指定地域密着型サービス基準</u>施行日の前日において指定介護老人福祉施設基準附則第5条の規定の適用を受けていたものについては、第152条第1項第7号ア(食堂及び機能訓練室の合計した面積に係る部分に限る。)の規定は、当分の間適用しない。	第7条 みなし指定地域密着型介護老人福祉施設であって、<u>基準省令</u>施行日の前日において指定介護老人福祉施設基準附則第5条の規定の適用を受けていたものについては、第152条第1項第7号ア(食堂及び機能訓練室の合計した面積に係る部分に限る。)の規定は、当分の間適用しない。
第8条 みなし指定地域密着型介護老人福祉施設であって、<u>指定地域密着型サービス基準</u>施行日の前日において指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(平成15年厚生労働省令第30号)附則第3条第2項の規定の適用を受けていたものに係る第180条第1項第1号イ(イ)の規定の適用については、同号イ(イ)中「2平方メートルに当該共同生活室が属するユニット	第8条 みなし指定地域密着型介護老人福祉施設であって、<u>基準省令</u>施行日の前日において指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(平成15年厚生労働省令第30号。以下「平成15年改正省令」という。)附則第3条第2項の規定の適用を受けていたものに係る第180条第1項第1号イ(イ)の規定の適用については、同号イ(イ)中「2平方メートルに当該共同生

改正後	改正前
<p>トの入居定員を乗じて得た面積以上を標準」とあるのは、「当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むのに必要な広さ」とする。</p> <p>第9条 みなし指定地域密着型介護老人福祉施設に併設される指定短期入所生活介護事業所等のうち、<u>指定地域密着型サービス基準</u>の施行の際現にその入所定員が当該みなし指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員を超えているもの（建築中のものを含む。）については、第151条第14項の規定は適用しない。</p> <p>第10条 一般病床、精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた<u>健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令</u>（平成23年政令第375号）第1条の規定による改正前の介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床に係るものに限る。以下この条及び附則第12条において同じ。）又は療養病床を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床を令和6年3月31日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第152条第1項第7号アの規定にかかるわらず、食堂は1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は40平方メートル以上の面積を有しなければならない。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができるものとする。</p> <p>第11条 一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床を令和6年3月31日までの間に転換（当該診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第152条第1項第7号アの規定にかかるわらず、食堂は1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は40平方メートル以上の面積を有しなければならない。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができるものとする。</p>	<p>活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準」とあるのは「当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むのに必要な広さ」とする。</p> <p>第9条 みなし指定地域密着型介護老人福祉施設に併設される指定短期入所生活介護事業所等のうち、<u>指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準</u>の施行の際現にその入所定員が当該みなし指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員を超えているもの（建築中のものを含む。）については、第151条第14項の規定は適用しない。</p> <p>第10条 一般病床、精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床に係るものに限る。以下この条及び附則第12条において同じ。）又は療養病床を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床を平成30年3月31日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第152条第1項第7号アの規定にかかるわらず、食堂は1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は40平方メートル以上の面積を有しなければならない。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができるものとする。</p> <p>第11条 一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床を平成30年3月31日までの間に転換（当該診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第152条第1項第7号アの規定にかかるわらず、食堂は1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は40平方メートル以上の面積を有しなければならない。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができるものとする。</p>

改正後	改正前
<p>合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第152条第1項第7号アの規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 食堂は<u>1平方メートル</u>に入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は<u>40平方メートル</u>以上の面積を有すること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができます。</p>	<p>いて、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第152条第1項第7号アの規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 食堂は、<u>1平方メートル</u>に入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、<u>40平方メートル</u>以上の面積を有すること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができます。</p>
<p>第12条 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床を令和6年3月31日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を<u>入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、第152条第1項第8号及び第180条第1項第4号の規定にかかわらず、当該転換に係る廊下の幅については、1.2メートル以上とする。ただし、中廊下の幅は、1.6メートル以上とする。</u></p>	<p>第12条 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床を平成30年3月31日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を<u>入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、第152条第1項第8号及び第180条第1項第4号の規定にかかわらず、当該転換に係る廊下の幅については、1.2メートル以上とする。ただし、中廊下の幅は、1.6メートル以上とする。</u></p>
<p>第13条 指定地域密着型介護老人福祉施設であって、<u>指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令</u>（平成23年厚生労働省令第106号。以下「平成23年改正省令」という。）による<u>改正前の指定地域密着型サービス基準</u>（以下「<u>指定地域密着型サービス旧基準</u>」といふ。）第170条に規定する一部ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設であるもの（平成23年改正省令の施行の際現に改修、改築又は増築中の指定地域密着型介護老人福祉施設であって、平成23年改正省令の施行後に指定地域密着型サービス旧基準第170条に規定する一部ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設に該当することとなるものを含む。以下「<u>一部ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設</u>」といふ。）については、平成23年改正省令の施行後最初の指定の更新までの間は、なお従前の例によることができます。</p> <p>2 平成23年改正省令の施行の際現に<u>指定地域密着型サービス旧基準第131条第4</u></p>	<p>第13条 指定地域密着型介護老人福祉施設であって、<u>指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令</u>（平成23年厚生労働省令第106号。以下「平成23年改正省令」という。）による<u>改正前の指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準</u>（以下「<u>指定地域密着型サービス旧基準</u>」といふ。）第170条に規定する一部ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設であるもの（平成23年改正省令の施行の際現に改修、改築又は増築中の指定地域密着型介護老人福祉施設であって、平成23年改正省令の施行後に指定地域密着型サービス旧基準第170条に規定する一部ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設に該当することとなるものを含む。以下「<u>一部ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設</u>」といふ。）については、平成23年改正省令の施行後最初の指定の更新までの間は、なお従前の例によることができます。</p> <p>2 平成23年改正省令の施行の際現に<u>第151条第4項</u>に規定する本体施設（以下</p>

改正後	改正前
<p>項に規定する本体施設（以下「本体施設」という。）である一部ユニット型指定介護老人福祉施設については、平成23年改正省令の施行後入所定員の減少により指定地域密着型介護老人福祉施設（以下「第1変更後指定地域密着型介護老人福祉施設」という。）となった場合においても、当分の間、本体施設とみなす。</p> <p>3 平成23年改正省令の施行の際現に一部ユニット型指定介護老人福祉施設に併設されている指定居宅サービスに該当する短期入所生活介護の事業を行っている事業所又は<u>法第53条第1項</u>に規定する指定介護予防サービスに該当する介護予防短期入所生活介護の事業を行っている事業所であって、平成23年改正省令の施行後に第1変更後指定地域密着型介護老人福祉施設に併設され、その利用定員が当該第1変更後指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員を上回るものについては、当分の間、第151条第14項の規定は、適用しない。</p> <p>4 平成23年改正省令の施行の際現に一部ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設に併設されている指定居宅サービスに該当する短期入所生活介護の事業を行っている事業所又は<u>法第53条第1項</u>に規定する指定介護予防サービスに該当する介護予防短期入所生活介護の事業を行っている事業所であって、平成23年改正省令の施行後に第2変更後指定地域密着型介護老人福祉施設（当該一部ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設のうち、平成23年改正省令の施行後に指定地域密着型介護老人福祉施設となり、かつ、入所定員が減少したものをいう。以下同じ。）に併設され、その利用定員が当該第2変更後指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員を上回るものについては、当分の間、第151条第14項の規定は、適用しない。</p> <p>第14条 この条例の施行の際現に<u>法第42条の2第1項</u>本文の規定に基づく指定を受けている地域密着型介護老人福祉施設（この条例の施行後に増築され、又は改築された部分を除く。）に係る第152条第1項第1号の規定の適用については、同号ア中「1人」とあるのは、「4人以下」とする。</p>	<p>「本体施設」という。）である一部ユニット型指定介護老人福祉施設については、平成23年改正省令の施行後入所定員の減少により指定地域密着型介護老人福祉施設（以下「第1変更後指定地域密着型介護老人福祉施設」という。）となった場合においても、当分の間、本体施設とみなす。</p> <p>3 平成23年改正省令の施行の際現に一部ユニット型指定介護老人福祉施設に併設されている指定居宅サービスに該当する短期入所生活介護の事業を行っている事業所又は<u>介護保険法第53条第1項</u>に規定する指定介護予防サービスに該当する介護予防短期入所生活介護の事業を行っている事業所であって、平成23年改正省令の施行後に第1変更後指定地域密着型介護老人福祉施設に併設され、その利用定員が当該第1変更後指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員を上回るものについては、当分の間、第151条第14項の規定は、適用しない。</p> <p>4 平成23年改正省令の施行の際現に一部ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設に併設されている指定居宅サービスに該当する短期入所生活介護の事業を行っている事業所又は<u>介護保険法第53条第1項</u>に規定する指定介護予防サービスに該当する介護予防短期入所生活介護の事業を行っている事業所であって、平成23年改正省令の施行後に第2変更後指定地域密着型介護老人福祉施設（当該一部ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設のうち、平成23年改正省令の施行後に指定地域密着型介護老人福祉施設となり、かつ、入所定員が減少したものをいう。以下同じ。）に併設され、その利用定員が当該第2変更後指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員を上回るものについては、当分の間、第151条第14項の規定は、適用しない。</p> <p>第14条 この条例の制定施行の際現に<u>介護保険法第42条の2第1項</u>本文の規定に基づく指定を受けている地域密着型介護老人福祉施設（当該条例の制定施行の後に増築され、又は改築された部分を除く。）について、第152条第1項第1号アの規定を適用する場合においては、同号ア中「1人」とあるのは、「4人以下」とする。</p>

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

第2条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の清水町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第3条第3項及び第40条の2（新条例第59条、第59条の20、第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とし、新条例第31条、第55条、第59条の12（新条例第59条の20の3において準用する場合を含む。）、第59条の34、第73条、第100条（新条例第202条において準用する場合を含む。）、第122条、第145条、第168条及び第186条の規定の適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

第3条 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第32条の2（新条例第59条、第59条の20、第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第32条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

（指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業者等における感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置）

第4条 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第33条第3項（新条例第59条において準用する場合を含む。）及び第59条の16第2項（新条例第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条及び第202条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

（認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置）

第5条 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第59条の13第3項（新条例第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条及び第202条において準用する場合を含む。）、第123条第3項、第146条第4項、第169条第3項及び第187条第4項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

（栄養管理に係る経過措置）

第6条 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第163条の2（新条例第189条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第163条の2中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

（^{くう}口腔衛生の管理に係る経過措置）

第7条 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第163条の3（新条例第189条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第163条の3中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

（指定地域密着型介護老人福祉施設における感染症の予防及びまん延の防止のための訓練に係る経過措置）

第8条 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第171条第2項第3号（新条例第189条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、指定地域密着型介護老人福祉施設は、その従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めるものとする。

（事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置）

第9条 施行日から起算して6月を経過する日までの間、新条例第175条第1項（新条例第189条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「次に掲げる措置を講じなければ」とあるのは、「第1号から第3号までに掲げる措置を講ずるとともに、第4号に掲げる措置を講ずるよう努めなければ」とする。

(ユニットの定員に係る経過措置)

第10条 施行日から当分の間、新条例第180条第1項第1号ア（イ）の規定に基づき入居定員が10人を超えるユニットを整備するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、新条例第151条第1項第3号ア及び第187条第2項の基準を満たすほか、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。